

由布市告示第17号

平成26年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年2月19日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成26年2月26日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
瀧野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	生野 征平君
佐藤 正君	工藤 安雄君

○応招しなかった議員

なし

平成26年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成26年2月26日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成26年2月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第3号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第4号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第5号 由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 由布市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第8号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 由布市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第15号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第16号 市道路線（長宝団地なごみの里線）の認定について
- 日程第23 議案第17号 市道路線（長宝団地1号線）の認定について
- 日程第24 議案第18号 市道路線（長宝団地2号線）の認定について
- 日程第25 議案第19号 市道路線（長宝団地3号線）の認定について
- 日程第26 議案第20号 市道路線（長宝団地4号線）の認定について
- 日程第27 議案第21号 市道路線（長宝団地5号線）の認定について
- 日程第28 議案第22号 市道路線（なごみの里1号線）の認定について
- 日程第29 議案第23号 市道路線（なごみの里2号線）の認定について
- 日程第30 議案第24号 市道路線（小野屋櫟木線）の廃止について
- 日程第31 議案第25号 市道路線（小野屋櫟木線）の認定について
- 日程第32 議案第26号 市道路線（櫟木線）の認定について
- 日程第33 議案第27号 市道路線（蛇口時松線）の廃止について
- 日程第34 議案第28号 市道路線（時松中央線）の廃止について
- 日程第35 議案第29号 市道路線（時松中央線）の認定について
- 日程第36 議案第30号 市道路線（蛇口線）の認定について
- 日程第37 議案第31号 市道路線（並柳若杉線）の廃止について
- 日程第38 議案第32号 市道路線（みねざき線）の廃止について
- 日程第39 議案第33号 市道路線（佐土原重見線）の廃止について
- 日程第40 議案第34号 市道路線（佐土原若杉線）の認定について
- 日程第41 議案第35号 市道路線（みねざき線）の認定について
- 日程第42 議案第36号 市道路線（佐土原重見線）の認定について
- 日程第43 議案第37号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第44 議案第38号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第39号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第46 議案第40号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第41号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第42号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第49 議案第43号 平成26年度由布市一般会計予算
- 日程第50 議案第44号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第51 議案第45号 平成26年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第52 議案第46号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第53 議案第47号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第54 議案第48号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第55 議案第49号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第56 議案第50号 平成26年度由布市水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 市長の施政方針
日程第5 請願・陳情について
日程第6 報告第1号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第9 議案第3号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第10 議案第4号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11 議案第5号 由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について
日程第12 議案第6号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第13 議案第7号 由布市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
日程第14 議案第8号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第9号 由布市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正について
日程第16 議案第10号 由布市都市公園条例の一部改正について
日程第17 議案第11号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
日程第18 議案第12号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第13号 由布市消防手数料条例の一部改正について
日程第20 議案第14号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第15号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第16号 市道路線（長宝団地なごみの里線）の認定について
- 日程第23 議案第17号 市道路線（長宝団地1号線）の認定について
- 日程第24 議案第18号 市道路線（長宝団地2号線）の認定について
- 日程第25 議案第19号 市道路線（長宝団地3号線）の認定について
- 日程第26 議案第20号 市道路線（長宝団地4号線）の認定について
- 日程第27 議案第21号 市道路線（長宝団地5号線）の認定について
- 日程第28 議案第22号 市道路線（なごみの里1号線）の認定について
- 日程第29 議案第23号 市道路線（なごみの里2号線）の認定について
- 日程第30 議案第24号 市道路線（小野屋櫟木線）の廃止について
- 日程第31 議案第25号 市道路線（小野屋櫟木線）の認定について
- 日程第32 議案第26号 市道路線（櫟木線）の認定について
- 日程第33 議案第27号 市道路線（蛇口時松線）の廃止について
- 日程第34 議案第28号 市道路線（時松中央線）の廃止について
- 日程第35 議案第29号 市道路線（時松中央線）の認定について
- 日程第36 議案第30号 市道路線（蛇口線）の認定について
- 日程第37 議案第31号 市道路線（並柳若杉線）の廃止について
- 日程第38 議案第32号 市道路線（みねざき線）の廃止について
- 日程第39 議案第33号 市道路線（佐土原重見線）の廃止について
- 日程第40 議案第34号 市道路線（佐土原若杉線）の認定について
- 日程第41 議案第35号 市道路線（みねざき線）の認定について
- 日程第42 議案第36号 市道路線（佐土原重見線）の認定について
- 日程第43 議案第37号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第44 議案第38号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第39号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第46 議案第40号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第41号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第42号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第49 議案第43号 平成26年度由布市一般会計予算
- 日程第50 議案第44号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第51 議案第45号 平成26年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第52 議案第46号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第53 議案第47号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計予算
 日程第54 議案第48号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第55 議案第49号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
 日程第56 議案第50号 平成26年度由布市水道事業会計予算

出席議員 (22名)

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 太田 正美君
17番 佐藤 人已君	18番 田中真理子君
19番 利光 直人君	20番 生野 征平君
21番 佐藤 正君	22番 工藤 安雄君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君
総務課長 ……………	麻生 正義君	財政課長 ……………	梅尾 英俊君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	監査・選管事務局長 ……………	衛藤 公治君
会計管理者 ……………	工藤 敏君	産業建設部長 ……………	工藤 敏文君

健康福祉事務所長 …………… 衛藤 哲雄君 環境商工観光部長 …………… 平井 俊文君
挟間振興局長 …………… 柚野 武裕君 庄内振興局長 …………… 麻生 宗俊君
湯布院振興局長 …………… 足利 良温君 教育次長 …………… 日野 正彦君
消防長 …………… 大久保一彦君

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。これより平成26年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は22人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、甲斐裕一君、8番、長谷川建策君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成26年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことしております報告1件、諮問1件、議案49件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしておりますが、御一読いただきますようお願いする次第であります。少し時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申しあげます。

12月18日には、由布市商工会館の落成式が行われ出席をいたしました。由布市商工会の今後ますますの発展を期待するものでございます。

年末に実施していただいております由布市消防団年末夜警ですが、12月28日には湯布院方面隊を訪問いたしまして、消防団の方々に対してお礼と激励を行いました。各方面隊とも積極的な取り組みをいただいております、市民の安心安全が図られたことでございます。

1月20日、21日には、「よりよい地域医療機能推進機構の創設をめざす全国ネットワーク」会議が開催され出席をいたしました。4月1日から全国の年金病院等を運営することになっております新組織「独立行政法人・地域医療機能推進機構」の発足が目前に迫っている中で、新機構と病院との移行準備の進行状況や事業計画・運営方針が地元自治体に説明されていないことから厚生労働省の社会保険病院等対策室並びにRF Oと面談を行いました。

1月29日から、「第4回温泉クアオルト研究会イン田辺・熊野」に出席のため田辺市を訪問いたしました。研究会は、「地域資源を生かした健康保養のまちづくりを目指して」をテーマとして、健康づくり講座を初め健康ウォーキングや水中運動等を滞在型のプログラムとして体験できる内容で開催されたところであります。

2月13日には、九州大学大学院工学研究院、大学院工学府、工学部と由布市との相互協力協定の調印を行いました。由布市の地域資源や文化と大学が有する知的資源を結合し、地域社会の振興及び大学における教育・研究の活性化に寄与することを目的として、今後は地域の課題解決のための共同研究や調査活動が総合的に行われることとなります。

2月17日から、県中央地区商工振興連絡協議会の視察研修のため愛媛県砥部町を訪問いたしました。砥部町商工会では、先進的な地域振興事業の取り組みについて商工関係者の皆さんと研修を行ったところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、該当するものはございません。

以上、報告いたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成25年第4回定例会において採択されました
請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。

それでは、25年第4回定例会審査分の請願・陳情のその後の経過について御報告をいたします。

まず、請願受理番号6、挾間町上水道の新水源確保に関する請願についてでございます。請願
の内容は、挾間町上水道が原水として適正を欠くとして新水源の確保を求めるものです。

水源の確保事業として、本年9月までに電気探査による地下水脈の調査を行い、その後、水
量・水質等の調査を行うため、ボーリング掘削工事を行う予定としております。

次に、陳情です。陳情受理番号3、塚原全共跡地の利用に関する陳情書についてであります。

陳情の内容は、塚原全共跡地を太陽光の発電施設として利用するこの事業に地元住民や市民は
大変不安を感じている。市はこの状況を早く解決してほしいというものです。

既に2月14日の議会全員協議会で説明をしましとおり、契約を解除し、大分県のおっせん
する団体へ売却する方向で進めております。2月21日に契約相手の株式会社ファンドクリエー
ションを訪問し、契約解除の申し入れを行ったところです。

経過といたしましては一部報道にありましたように、ファンドクリエーション側は到底納得で
きるものではないとして契約の履行を強く求められました。今後とも粘り強く交渉をしまいい
たいと考えております。

続きまして、陳情受理番号4、由布市湯布院町塚原における外資系企業による大規模土地購入
と大規模太陽光発電開発に関する陳情書であります。

陳情の内容は、湯布院町塚原のリックスプリングヴァレーにおける大規模土地購入が行われた
ことに伴い利用方法等の情報収集や開発抑制等を求めるものです。

メガソーラーの開発に関しましては、自然景観や生活環境との調和を図ることが重要である
という視点から「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条
例」を1月23日開会の臨時議会に提案し、1月28日に御可決をいただいたところでございま
す。今後は、この条例にのっとり対処をしまいいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 請願、陳情の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議長、
溝口泰章君。

○由布大分環境衛生組合議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境
衛生組合議会の溝口でございます。今月14日、大雪の日でございます。由布大分環境衛生組合

議会が平成26年第1回定例会として開催されましたので、その概要について報告をいたします。

この議会、お手元に配付の資料のとおり、日時、会期、場所、出席議員については記載されたとおりでございます。

審議事件につきましては3件となっております。1つは、議案第1号由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、2つ目が、議案第2号平成25年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、3つ目が、議案第3号平成26年度由布大分環境衛生組合一般会計予算、以上3件が一括上程されました。

その審議結果でございます。

議案第1号由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてですが、その内容は、消費税率の改正に伴い、条例の一部改正の必要が生じたことによるものです。慎重審議の結果、全員の賛成で可決いたしました。

続いて、議案第2号平成25年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算総額を6億7,389万6,000円と定めるものです。歳入は、ペットボトルの売却料が確定したことによるもので、歳出は、不燃性廃棄物処理運営負担金の確定額と委託料の入札減による減額、予備費の調整によるものが主なものとなっております。慎重審議の結果、全員の賛成で可決いたしました。

続いて、議案第3号、平成26年度由布大分環境衛生組合一般会計予算について。平成26年度由布大分環境衛生組合一般会計予算総額が6億5,939万6,000円で前年対比525万5,000円、1.01%の増額予算となるものです。慎重審議の結果、全員の賛成で可決いたしました。

以上、3議案に関する資料、事項別明細などは私の手元でございます。必要な方は後ほどお申し出ください。

次に、一般質問を追加日程して、2番、佐藤郁夫議員から、将来見据えた環境衛生組合のあり方について質問がございました。

管理者より、ごみ収集、運搬体制は将来的に民間委託できるものはその方向で実施するが、一部事務組合として行わなければならない業務、これはごみ指導員、災害時の緊急対策、一時的な多量ごみ等の対応でございます。これらにつきましては、一部事務組合で行うこととし、し尿・浄化槽施設については、今後も一部事務組合で管理運営に努めていくと回答がありました。

また、湯布院地区と挾間、庄内地区の訂正をお願いいたします。「ごみ販売手数料」ではございません。「ごみ袋」、「袋」が抜けております。庄内地区のごみ袋販売手数料の違いについて、一元化するほうがよいのではないか等の意見が提示されました。

以上、由布大分環境衛生組合議会、平成26年第1回定例会の概要を報告いたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 由布大分環境衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、佐藤人已君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（佐藤 人已君） それでは、平成26年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

会議結果、日時は、去る今月の24日です。場所は、大分県医師会館6階でございます。会期は1日間、出席議員は26名。提案されました議事は6件でございます。一般質問の方は1人でございます。

次に、議案説明を行います。

議案第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出を4,921万6,000円を増額し、予算総額を1,786億761万8,000円とするもので、歳入では、財政調整交付金の増額が主なもの。歳出では、市町村交付金の増額、平成25年10月31日付で専決処分をしました。

次に、議案第2号平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出を1億292万9,000円減額し、予算総額を6億9,696万9,000円とするもの。歳入では、構成市町村の分担金及び負担金を減額。歳出では、総務費と特別会計繰出金を減額。

議案第3号、平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）、歳入歳出を8,860万2,000円を減額し、予算総額を1,785億1,901万6,000円とするもの。歳入では、市町村負担金を減額。歳出では、総務費を減額。

議案第4号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、構成市町村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源としている。厳しい財政状況を念頭に、最小の経費で最大の効果を上げるよう広域連合事務局の運営を行うことを基本に予算編成をしました。

予算総額を7億2,870万6,000円とするもの。歳入として、構成市町村からの事務費負担金を7億352万7,000円計上。繰入金は、平成24年度決算剰余金の一部2,468万9,000円を計上。歳出では、事務所借り上げ料と派遣職員27人分の人件費負担金で2億4,000万2,000円、民生費の特別会計繰出金として4億8,259万5,000円を計上。

議案5号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、医療費の伸びを考慮した上で、保険料等の財源を確保することを基本に予算編成をした。予算総額を1,757億7,612万5,000円とするもの。

歳入では、市町村支出金は、構成市町村からの保険料等負担金と療養給付費負担金として

271億4,448万3,000円を計上。国庫支出金は、療養給付費負担金及び財政調整交付金等で595億284万3,000円を計上。県支出金では、療養給付費負担金等で143億6,002万1,000円を計上。支払い基金交付金は、被用者保険等からの支援金として700億2,062万1,000円を計上。

歳出では、被保険者の窓口負担を除く療養給付費及び高額療養費等で1,720億393万4,000円を計上。保健事業費として健康診査委託料で4億8,267万4,000円を計上。

議案第6号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間で財政運営期間として定めることとなっているため、今回平成26年度及び平成27年度の保険料率を決定するもの。均等割額を4万8,500円、所得割額を9.52%に据え置こうとするもの。また保険料軽減対象を定めた政令が改正されたことに伴い、賦課限度額を定めるとともに、保険料軽減対象を拡大するため所要の改正をするものであります。

以上、6議案が上程され、第1号から第4号までは全員一致で、第5号と第6号については賛成多数で可決されました。

なお、資料等は私の手元にありますので、必要な方は申し出てください。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成26年第1回由布市議会定例会の開会に当たりまして、平成26年度当初予算案並びに諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の市政運営の所信と施策の概要の一端を申し述べまして、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

私は今年の10月に再任をさせていただき、3期目の市政運営を担わせていただいております。3期目の市政運営に当たりましては、「市民とつくるチカラ強いまち」「たくましく育つ教育」「実りあるまちづくり」「おもてなしの心あふれるまち」「生涯健康をめざすまち」「安心・安全なまち」「美しく誇りのもてるまち」の7つの政策提言を基本として、これに基づき市民の皆様が安心して暮らしていける「地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまち」由布市を目指して、さらに全力で取り組んでいく所存でございます。

平成26年度の概要に入る前に、最近の動きについて御報告をさせていただきます。

最初に、JR久大線の前身に大湯鉄道という時代がございました。この鉄道は、大正2年に大分市と大分川沿線の11村が共同で私鉄大湯鉄道株式会社を設立し、大正4年に大分市駅から小

野屋駅までが開通いたしました。大正4年の開通から来年の平成27年で、100周年を迎えることになり、有志の方々の発案により「豊後大正ロマン街道・大湯鉄道物語」のプロジェクトチームが発足いたしました。これからいろいろなイベントが企画されており、大分県下、また全国にこのことを広くPRしていただきたいと考えているところであります。

それから、昨年、姫島村と豊後大野市がジオパークの認定を受けました。ところが由布市内をよく見ますと、各地域にはたくさんの資源があることがわかりました。湯布院では、塚原の鬼のミイ山の火山岩、小田の池は九州では数少ない湿原でございます。庄内町では、直野内山の珪藻土層には、花や実の化石が多くございます。また櫟木ダムの下流には、火砕流によってできた炭化木がございます。挾間町では、柏野に火打石がとれるところがございますし、下市には鼻の長い長鼻竜の足跡の化石がございます。このような資源を検証し、広く市民の皆さんに周知するとともに、地域振興や観光振興への活用を図りながら、将来的には可能であれば国の認定をも目指していきたいと考えております。

次に、総合的な地域の発展を考え、九州大学大学院工学研究院等との相互協力協定の調印を行いました。九州大学の知的資源と由布市の持つ地域資源と文化資源、これらを検証しながらお互いに知恵を出し合って由布市の発展につなげてまいりたいと考えております。市といたしましては、大学生に学習の機会を与える場所の提供を行い、大学としては、知的資源を市に提供していただき、お互いに助け合っていこうということで計画をしておりますので期待をしていただきたいと考えております。

さて、2月の内閣府の月例経済報告では、企業の生産や設備投資、個人消費などが順調に推移しており、回復基調は続いているとの判断のもと、景気は緩やかに回復しているとのことであります。

先行きにつきましては、輸出が持ち直しに向かい、各種施策の効果の下支えする中、家計所得や投資が増加をし、景気回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが続く、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれるとの発表がございました。

一方、大分財務事務所の県内経済情勢報告では、県内経済は、一部に足踏みが見られるものの緩やかに持ち直しているとのことであります。

我が国は人口減少社会に突入して、高齢化は一段とスピードを増しております。少子高齢化の中、社会保障の財源をいかに確保し、持続可能な制度としていくのか、とりわけ住民ニーズに応える私ども基礎的自治体の役割は、ますます大きくなってまいります。

平成26年度につきましても、事業の推進に当たりましては、議員各位を初め市民の皆様とともに考え実行することを基本に、まちづくりに全力で取り組んでまいります。具体的な取り組み

の概要につきましては、「行財政基盤の確立」「教育環境整備施策の推進」「農業振興施策の推進」「観光振興施策の推進」「健康立市施策の推進」「地域の安全・活性化施策の推進」「環境・景観施策の推進」を重点施策として、特に、平成26年度は第1次総合計画の最終仕上げとなることから、基本理念である「融和・協働・発展」の「発展」に視点を置き、予算編成をいたしましたところであります。

それでは、まず、1点目の行財政基盤の確立についてでございます。今後の市政運営を進める基礎となる第2次由布市総合計画の策定に着手いたしますとともに、本庁舎の駐車場造成工事と庁舎の改修工事に着手をし、効率のよい行政組織の構築に努めてまいります。

また、消防庁舎につきましては、老朽化並びにデジタル無線に対応するため本庁舎と湯布院出張所の庁舎を建設し、消防・救急体制の充実を図り、市民ニーズに的確に対応できる体制を整えてまいります。

次に、教育環境整備施策の推進につきましては、由布市の将来を担う子どもたちを守り育てるのは、私たちの責任であり重要な使命でもあります。引き続き市単独で教員の加配を行い、すべての子どもたちが主体的に学習に取り組むことができるようにきめ細かな指導を行います。さらに、小学生を対象として平日の放課後や土曜日など、学校のない時間帯を利用して子どもたちに学習の機会を提供することにしております。

中高一貫教育の推進につきましては、引き続き由布高校への通学支援としてスクールバスの運行、通学費補助を行うとともに、乗り入れ授業の実施のための教員加配を継続いたします。いじめや不登校に親身に対応するため、教育相談員による子どもや保護者に寄り添う支援を行い、就学指導や相談を実施し、円滑な就学を支援いたします。

次に、5歳児健診の実施に伴いまして、障がいを持つ子どもに対する的確な就園・就学指導を行います。さらに、安全な教育環境の確保のため引き続き挾間中学校校舎の改築を継続し、湯布院中学校の武道場、庄内中学校体育館の改築、湯平小学校の耐震補強を進めてまいります。

農業振興施策の推進につきましては、由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会との連携をして、農産物等のブランド化に取り組み、6次産業化の普及を促進します。農業の活性化、農地、農村の維持発展のために、就農志望者への支援を目的に技術や経営方法を学ぶための研修や農業を始めるための準備などを支援してまいります。

また、鳥獣害による農作物への被害は拡大をしておりますことから、引き続き電気柵や鉄線柵の設置や集落全体の被害防止活動を支援してまいります。

観光振興施策の推進につきましては、由布市内には、毎年数多くの交流者に訪れていただいておりますが、このような方々に安らぎやいやしを感じていただき、由布市に来てよかったと思っただけのような、おもてなしの心をさらに広げてまいりたいと考えております。

そのために、自然と温泉などの観光資源と地域の産業と結びつけ、滞在型・循環型観光の推進のために、滞在プログラムの開発、おもてなし伝承師の認定などを行いたいと考えております。

また、平成27年度に行われますJRグループによりますデスティネーションキャンペーンに向けて、観光資源の磨き上げやおもてなし意識の向上を推進をいたします。市内消費向上のため引き続きプレミアムつきお買い物券の発行によりまして、消費者の利便性向上及び市内での購買力の活性化を図ってまいります。明るく健康的な滞在型保養温泉地としての取り組みを進めるとともに、日本型クアオルトの普及及び拡大にも取り組んでまいります。

健康立市施策の推進につきましては、市民の皆様が住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう「健康長寿」と「生活の質の向上」を目指し、健康志向を高め心身ともに健康な生活ができる保健、医療、福祉の体制を整えてまいります。また、少子高齢化に対応した子育て支援策として、引き続き医療費の助成を行ってまいります。

健康立市推進事業といたしましては、健康マイレージ事業を引き続き行ってまいります。在宅高齢者の支援事業といたしまして福祉避難所への物資、機材の整備を図り、災害救助体制の充実を図ってまいります。また、認知症対策として、住みなれた地域で安心して充実した生活ができるように認知症の人への効率的な支援を推進し、地域における支援体制の構築を図ります。

介護保険につきましては、平成27年度から第6期介護保険計画に向けて、日常生活におけるニーズ調査や計画策定を行ってまいります。

地域の安全・活性化施策の推進については、子どもからお年寄りまで全ての市民の皆様が、いつまでも安心安全に暮らせるまちの実現は重要な課題でございます。高齢化が進んだ自治区に移住し、生活支援や草刈り、見守り活動を行っていただいております「田舎で暮らし隊事業」は引き続き実施をいたしてまいります。また、市内での空き家対策が急務となっておりますが、空き家の有効活用として、移住者に対して一定の基準により住宅のリフォームなどの助成を行い、由布市に住んでいただける方の支援をしてまいります。

市内には光ファイバー未整備の地域がございます。インターネットなどのIT格差是正のため、未整備地域に対して光ファイバーの敷設を行っていき格差ゼロを目指してまいります。さらに、消防無線のデジタル化が平成28年に実施されますことから、中継局の整備などを行ってまいります。

環境・景観施策の推進についてであります。由布市には、由布岳や男池、由布川峡谷などの代表される多くの自然景観がございまして、市民の皆さんや由布市を訪れる人々の心にいやしを与えてくれております。このような自然景観は大切な財産でありまして、貴重な地域資源でもございます。この美しい由布市をこれからも守っていくために、関係団体と協力して、美しい地域、誇りの持てる地域をつくってまいります。また、環境基本条例の策定に伴いまして、環境保全に

関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため環境基本計画の策定を行い、環境に優しいまちづくりを推進してまいります。

なお、依然として厳しい財政状況におかれてはいますが、行財政改革を着実に実行しながら由布市をさらに発展させるために、投資的事業へ積極的に取り組み、一般会計で前年度比7.5%増の発展型の予算編成を行ったところであります。

終わりに、議員各位を初め市民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成26年度の施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、最初に請願でございます。お手元に配付しております請願文書表によりまして朗読いたします。

なお、請願者の氏名、紹介議員につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号8、受理年月日、平成26年2月4日、件名、市道の請願について、請願者住所氏名、由布市庄内町小原、小原区顧問生野道明ほか2名、紹介議員、生野征平、佐藤郁夫、鷺野弘一。

続きまして、陳情でございます。別紙陳情文書表をごらんください。敬称は略させていただきます。

受理番号5、受理年月日、平成26年2月10日、件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、請願者住所氏名、由布市挾間町鬼ヶ瀬745番地、全国B型肝炎訴訟原告団工藤誠二。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの請願1件、陳情1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6. 報告第1号

日程第7. 諮問第1号

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

日程第 1 2. 議案第 6 号
日程第 1 3. 議案第 7 号
日程第 1 4. 議案第 8 号
日程第 1 5. 議案第 9 号
日程第 1 6. 議案第 1 0 号
日程第 1 7. 議案第 1 1 号
日程第 1 8. 議案第 1 2 号
日程第 1 9. 議案第 1 3 号
日程第 2 0. 議案第 1 4 号
日程第 2 1. 議案第 1 5 号
日程第 2 2. 議案第 1 6 号
日程第 2 3. 議案第 1 7 号
日程第 2 4. 議案第 1 8 号
日程第 2 5. 議案第 1 9 号
日程第 2 6. 議案第 2 0 号
日程第 2 7. 議案第 2 1 号
日程第 2 8. 議案第 2 2 号
日程第 2 9. 議案第 2 3 号
日程第 3 0. 議案第 2 4 号
日程第 3 1. 議案第 2 5 号
日程第 3 2. 議案第 2 6 号
日程第 3 3. 議案第 2 7 号
日程第 3 4. 議案第 2 8 号
日程第 3 5. 議案第 2 9 号
日程第 3 6. 議案第 3 0 号
日程第 3 7. 議案第 3 1 号
日程第 3 8. 議案第 3 2 号
日程第 3 9. 議案第 3 3 号
日程第 4 0. 議案第 3 4 号
日程第 4 1. 議案第 3 5 号
日程第 4 2. 議案第 3 6 号
日程第 4 3. 議案第 3 7 号

日程第44. 議案第38号

日程第45. 議案第39号

日程第46. 議案第40号

日程第47. 議案第41号

日程第48. 議案第42号

日程第49. 議案第43号

日程第50. 議案第44号

日程第51. 議案第45号

日程第52. 議案第46号

日程第53. 議案第47号

日程第54. 議案第48号

日程第55. 議案第49号

日程第56. 議案第50号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本定例会に提出されました、日程第6、報告第1号の報告1件、日程第7、諮問第1号の諮問1件、日程第8、議案第2号から日程第56、議案第50号までの議案49件を一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告1件、諮問1件、議案49件でございます。

最初の報告第1号例月出納検査の結果に関する報告につきましては、監査委員による監査報告でありますので代表監査委員より報告をいたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である峯浩昭氏が、平成26年6月30日をもって3年の任期が満了することから、新たに宮岳文隆氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第2号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、総合整備計画のうち若杉辺地に係る計画を一部変更する必要が生じたことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第8項の規定により議会の議決を求めます。

議案第3号由布市過疎地域自立促進計画の変更については、生活環境の整備計画において水道施設整備計画の一部を変更する必要が生じたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第

7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、使用料等について、消費税法及び地方税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げられることを考慮し、消費税等相当額の適切な転嫁を図るため関係条例の整備を行うものであります。

議案第5号由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定については、地方分権改革に係る第3次一括法の施行において介護保険法の改正がなされ、これまで厚生労働省令等で定めることとされていた地域包括支援センターに関する基準等について、由布市条例で定めるようになったものであります。

内容に関しましては、市が設置者である地域包括支援センターの設置に関することや職員に関する人員数や職種等を定めております。

議案第6号由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、地方分権改革に係る第3次一括法の施行において介護保険法の改正がなされ、これまで厚生労働省令等で定められることとされていた地域包括支援センターに関する基準等について由布市条例で定めるようになったものであります。

内容は、介護予防支援に関することとあります。指定介護予防支援事業所の運営規程や要支援認定者に対して行う介護予防ケアマネジメントに関する基本的取り扱い方針を定めております。

議案第7号由布市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、地方分権改革に係る第3次一括法の施行において消防組織法の改正がなされ、消防長及び消防署長の資格を由布市条例で定めるようになったものであります。

議案第8号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、農地法の改正による権限移譲に伴い農業委員会委員の報酬を見直すこと及び障害者自立支援法の改正に伴い、審査会の名称を変更することによるものであります。

議案第9号由布市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正については、障害者自立支援法の改正に伴い審査会の名称変更を行うものであります。

議案第10号由布市都市公園条例の一部改正については、公園の新設と帰属により都市公園として新たに管理する公園が生じたため、今回、都市公園条例に追加すること及び消費税及び地方消費税の税率が上げられることを考慮し、公園使用料に消費税等相当額の適切な転嫁を図るため、公園使用料の改正を行うものであります。

議案第11号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正については、給水区域拡張に伴う工事費用負担金の上限を設定したことと消費税法改正に伴う水道料金等の変更による改正であります。

議案第12号由布市奨学資金に関する条例の一部改正については、平成25年7月に解散をい

たしました財団法人庄内町田北奨学会の代表清算人から平成26年1月23日付で残余財産の寄附の申し込みがありましたので、奨学生の選考を行う現在の「由布市奨学会」を「由布市・田北奨学会」に変更するものであります。

議案第13号由布市消防手数料条例の一部改正については、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する手数料の額の標準が見直され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い由布市消防手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第14号と議案第15号は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めるものであります。今議会に提案をしております2施設につきましては、指定管理者選定委員会で審査を受け、候補者として選定されているところであります。

議案第14号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定については、施設の指定管理期間が平成26年3月末日に終了するのに伴い指定管理候補者である縁の里を指定管理者として指定するものであります。

また、議案第15号由布市狭霧台園地の指定管理者の指定については、大分県から施設を譲り受け由布市で管理運営するのに伴い、指定管理候補者である由布岳南山麓景観保全機構を指定管理者として指定するものであります。

いずれの組織につきましても、平成26年4月から4年間、新たな指定管理者として指定をしたいので御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議案第16号から議案第36号につきましては、市道の認定及び廃止に関する議案でございます。議案第16号から議案第23号は、市道認定の請願採択によるもの、議案第24号から議案第36号につきましては、道路新設改良事業によるものであります。

次に、議案第37号平成25年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算から7,805万9,000円を減額し、予算総額を181億7,781万6,000円にお願いするものであります。

その主なものといたしまして歳入では、市税のうち固定資産税及び軽自動車税、入湯税を増額しております。また、財団法人田北奨学会から寄附採納願いのありました特定寄附金を計上しております。

歳出では、民生費の保育園運営費の実績見込みによる増額、教育費の特定寄附金に伴う教育奨学資金基金繰出金、諸支出金の減債基金積立金を計上しております。このほかに年度末を控え、事業費の確定や決算見込み等による歳入歳出の減額を行っております。

繰越明許費につきましては、庁舎建設事業以下27件の追加と消防庁舎建設事業の変更をお願い

いをしております。

議案第38号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ1億8,316万円を追加し、予算総額を45億7,556万5,000円にお願いするものであります。

歳出では、保険給付費及び基金積立金の増額、共同事業拠出金及び保健事業費の確定に伴う減額が主なものであります。歳入では、前期高齢者交付金及び県支出金の確定や繰入金による財源調整が増額の主なものであります。

議案第39号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出からそれぞれ1,383万1,000円を減額し、予算総額を39億7,162万1,000円にお願いするものであります。

歳出では、介護サービス等諸費を減額するもので、歳入では、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金を減額するものであります。

議案第40号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ767万円を追加し、予算総額を4億1,929万9,000円にお願いするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額で、歳入では、後期高齢者医療保険料の増額と基盤安定に係る繰入金の調整が主なものであります。

議案第41号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,781万7,000円を減額し、予算総額を2億4,695万3,000円にお願いするものであります。

歳出は、主に設計委託料の減額で、歳入では、簡易水道事業補助金の減額が主なものであります。

議案第42号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の収益的支出では、減価償却費を増額し、収益的収入では、その他営業収益を増額するものであり、資本的予算の資本的支出では、上水道施設費を減額し、資本的収入では企業債を減額するものであります。

議案第43号平成26年度由布市一般会計予算は、総額187億655万3,000円となり、前年度当初予算と比較しまして12億9,884万7,000円の増額、率にして7.5%の増となっております。

平成26年度当初予算の編成に当たりましては、由布市の第2次行財政改革大綱・実施計画を踏まえながら、第1次由布市総合計画の総仕上げに向けて関係する施策に重点的に予算化を行っております。

そのような中にありまして行財政改革の取り組みについては、財政規律を堅持するため従来の枠配分方式を継承したところであります。配分においては、これまでの決算及び平成25年度の執行状況等によりやむを得ない事情のものは考慮したものの、原則は平成25年度当初予算額以内とし、経常経費の抑制に努めたところであります。

一方、総合計画の推進及び実現するための予算化については、由布市の目指す「地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまち」を目標として、総合計画第3期実施計画に基づき予算措置を行いました。

特に、平成26年度は第1次総合計画の実質的な総仕上げの年となりますので、基本理念である「融和・協働・発展」の中の「発展」に視点を置いて編成を行ったところです。このため将来的に不可欠な大規模公共施設整備事業や今後の発展戦略として必要な行財政基盤の確立、教育環境整備施策、農業振興施策、観光振興施策、健康立市施策、地域の安全・活性化施策、環境・景観施策の事業については、重点的に予算措置をした関係から一般会計の予算規模がこれまでの最大になり、積極的な予算となっております。

歳入では、前年度に比して、市税は微増となっております。地方消費税交付金は消費税率の改定により増額計上しており、地方交付税も前年度の実績額等を考慮し増額を行っております。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を前年度よりふやしております。また、特定財源の国庫支出金、市債も事業費の関係から大きな増額となっております。

次に、歳出であります。大規模な公共施設整備では、消防庁舎建設並びに消防無線デジタル化対策事業、光通信ネットワーク整備事業、市役所庁舎建設事業、由布川地域都市再生整備事業、中学校施設整備事業などを計上しております。

新規事業では、第2次総合計画策定事業、大型観光キャンペーンのおんせん県おおいたDCDESTINATIONキャンペーン事業、5歳児健康診査事業、水痘及びおたふくかぜワクチン接種助成事業などを計上しております。それから、消費増税に伴う国の臨時給付金事業も予算措置を行っております。また、継続費予算として消防無線デジタル化対応事業以下2件、債務負担行為予算として総合計画策定補助業務委託以下2件をお願いをしております。

議案第44号平成26年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額41億8,815万2,000円で、前年度当初と比較して1,426万1,000円の増額、率にして0.3%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、繰入金の増額が主なもので、歳出では保険給付費の増額が主なものであります。

議案第45号平成26年度由布市介護保険特別会計予算は、総額39億2,812万5,000円で、前年度当初と比較いたしまして9,071万円の増額、率にして2.4%の増となっております。

すが、主に給付費の増額によるものであります。

議案第46号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億1,605万2,000円で、前年度当初と比較しまして764万3,000円の増額、率にして1.9%の増となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の増額で、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第47号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額8億1,216万9,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして5億5,026万1,000円の増額、率にして210%の増となっております。主に建設改良費の水道統合事業の増額によるものであります。

議案第48号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額9,965万円で、前年度当初予算と比較いたしまして824万円の増額、率にして9%の増となっておりますが、主に消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う光熱水費や施設の長寿命化対策の一環として修繕費や委託料が増額するものであります。

議案第49号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額1億2,812万9,000円で、前年度当初予算と比較しまして82万5,000円の減額、率にして0.6%の減となっております。

歳出では、主に公債費利子の減額によるものであり、歳入では、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

議案第50号平成26年度由布市水道事業会計予算であります。由布市水道事業につきましては、業務の予定量を給水戸数9,015戸、年間総給水量319万8,860立方メートル、一日平均給水量8,764立方メートルを予定しております。

収益的予算では、収益的収入を5億3,718万9,000円、収益的支出を6億746万1,000円とするものであります。収入の主なものは、給水収益の4億5,811万2,000円、一般加入負担金2,229万1,000円、一般会計補助金4,329万4,000円でございます。

支出は、維持管理費に伴う営業費用として5億2,398万4,000円、営業外費用の企業債利息として7,046万9,000円が主なものであります。

資本的予算では、資本的収入を1億9,532万5,000円、資本的支出を4億24万1,000円として、収入額が支出額に対して不足する2億491万6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

収入の主なものは、企業債1億6,730万円、一般会計補助金2,752万3,000円です。支出は請負工事費1億7,043万8,000円と企業債償還金1億5,885万4,000円が主

なものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同お願い申し上げて、提案理由の説明にいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

次に、報告第1号例月出納検査の結果に関する報告についてを代表監査委員より報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。

それでは、報告第1号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成26年2月26日提出、由布市代表監査委員、土屋誠司。

報告の内容につきましては、1ページから4ページに記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成25年10月、11月、12月及び平成26年1月の例月出納検査を実施いたしました。検査はそれぞれ11月15日、11月25日、12月25日、1月27日に、それぞれ9月、10月、11月、12月末の会計管理者及び企業出納員の保管する現金のあり高及び出納状況について検査いたしました。

結果につきましては、各月とも会計管理者及び企業出納員の保管する現金のあり高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査したところ、その計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

なお、10月の例月出納検査につきましては市長市議選と日程が重なった関係で、11月15日に実施しましたことを申し添えて報告といたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、諮問第1号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。それでは、諮問第1号について詳細説明を行います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の議決を求める。

住所、大分県由布市湯布院町川西3127番地、氏名、宮岳文隆、生年月日、昭和25年4月

25日、満63歳。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページをお開きください。ここに宮岳さんの経歴を記載しております。現在人権擁護委員である峯浩昭さんが、平成26年6月30日をもって3年の任期が満了することから、新たに宮岳文隆さんを人権擁護委員に推薦しようとするものでございます。

宮岳さんは、大分市役所で長年公務員として勤務され、退職後の現在はお寺の御住職をなさっており、地域の実情に明るく温厚、誠実で責任感が強く、地域住民の皆さんからの信望が厚く人権相談の適切な処理、人権思想の普及啓発など人権擁護委員として最適任であることから、候補者として推薦するものでございます。

なお、委嘱された場合、任期は平成26年7月1日から平成29年6月30日までの3年間となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第2号及び議案第3号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） おはようございます。総合政策課長です。それでは、議案第2号及び3号について詳細説明をいたします。

議案第2号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において、準用する同項第1項の規定により別記のとおり総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。平成26年2月26日提出、由布市長。

総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設を整備する際に辺地対策事業債を活用していくために必要な計画でございまして、先般大分県との協議が終わりましたので提案するものでございます。

今回変更する内容でございますけれども、次のページを御参照ください。今回変更する湯布院町若杉辺地の計画内容について記載をしているところでございます。次のページとあわせて御参照をお願い申し上げます。

計画書の2項目めには、公共施設の整備を必要とする事情を記載しています。その下に項目ごとに計画内容を記載しています。今回その項目の（2）の簡易水道の整備計画の内容を改正するものでございます。

改正内容は記載の文書に改め、あわせて3の表の中の整備計画の事業費を1万3,000円増額いたしまして合計1億3,101万3,000円とし、財源内訳を特定財源をゼロとしまして、一般財源に増額額を含む合計で8,601万3,000円に充当するよう変更するものでございます。改正する文章については記載のとおりでございますが、読み上げは省略させていただきたい

というふうに思います。

次の横書きのページを御参照ください。ここに変更前の計画内容と事業費額を左側、それから変更後の事業内容と事業費額を右側に変更の前後をわかりやすくアンダーラインを入れて記載しておりますので御参照ください。次のページには、変更箇所の位置図を添付しています。

以上で2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号でございます。

議案第3号由布市過疎地域自立促進計画の変更について。由布市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求める。平成26年、2月26日提出、由布市長。

事業計画には8つの整備方針がございますが、そのうちの4の生活環境の整備中、(3)の簡易水道の事業内容、水道未普及地域解消事業成合地区を削除いたしまして、簡易水道再編推進事業及び庄内簡易水道管路更新事業を新たな事業内容として追加するものでございます。

なお、削除した成合地区の解消事業は、追加します新規事業分に含まれることとなります。次のページを御参照ください。今説明しました削除、追加の内容を文書にて記載をしているところでございます。

変更及び追加の詳細につきましては、次のページを御参照ください。削除、追加変更の新旧対照表にアンダーラインを引いてございますので、これが今回の変更と追加する箇所でございます。あわせて次ページには、変更箇所の位置図を添付をさせていただいているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第4号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第4号の詳細説明を行います。

議案第4号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページをお開きください。今回の改正内容としましては、市営駐車場を初め各市の公の施設の使用料、水道使用料、廃棄物処理手数料などを規定した条例、全部で27本の条例を一つの条例議案にて改正するものでございます。

今回の消費税率の引き上げは、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から行われるものでございます。消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合は、本来サービス等を利用者に転嫁すべき消費税を市民全体に転嫁することとなり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。

例えば体育館などの使用料について、施設を利用する場合、電気料金など消費税増税分値上がりします。その分施設の維持管理費が上昇することになりますので、その分は施設を利用する方に御負担いただくよう、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直すものでございます。

具体的には改正内容が多岐にわたりますので、別にお配りしました消費税の引き上げに伴う関係条例の整備に関する関係資料というものをお配りしていると思いますので、そちらの資料で説明をさせていただきたいと思っております。資料のほうをごらんください。

資料をあけていただくと、まず、税の性格や社会政策的配慮から非課税とするものや、特に課税、非課税とする場合、注意すべき事項等を記載をしております。例えば行政手数料や火葬埋葬料、それとか住宅家賃とかについては非課税となっております。

3ページの下の方に、実際に計算する際の計算例を載せております。現在の使用料を現在の消費税1.05で割り戻し、それに新たな消費税1.08を掛けて算出をし、さらに端数処理として10円未満を切り捨てて計算をしております。

次に、4ページ、5ページに今回の使用料を改正した施設の一覧表を記載をしております。

次に、6ページ以降に、それぞれの改正内容を具体的に施設ごとに記載をしております。例えば6ページの1番上ですけれども、駐車場で1番上の野田駐車場、定期利用の欄で使用料減額2,300円を2,360円に今回改正するものでございます。

このように左側に現在の使用料を書いて、矢印で改正後の金額を掲載しておりますのでごらんください。その下のほう、第2条、第3条の中に矢印がないものがありますが、これは改正をしてないものをそのまましております。

例えば、由布市立学校施設の中の由布川小学校屋内運動場、1時間当たり310円ということになっております。これは先ほど申し上げました計算で310円を1.05で割り戻し、さらに1.08を掛けた場合318円になります。そうした場合、端数処理をしたら310円が変わらないということになりますので、こういった場合は現行の料金のまま据え置くという形になっております。

以下、ずっとそれぞれの施設ごとに計算したものを具体的に掲載しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第5号及び議案第6号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第5号をお願いいたします。議案第5号由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について。由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページ、裏面をお願いいたします。本条例の制定は、これまで国の省令で定められていた地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等について、市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたものによります。

内容になりますが、地域包括支援センターの職員配置基準等について、第1条から第5条までで構成をしております。

第1条では、条例制定の趣旨。第3条では、1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数による保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の職員及び当該職員の人員の配置に関する基準。

次のページになります。第4条では、地域包括支援センターは包括的支援事業実施により被保険者の自立を支援しなければならないこと。次の第5条では、運営協議会の意見を踏まえ、適切公正かつ中立な運営を確保することを規定しております。

附則として、この条例の施行については、平成26年4月1日からとしています。

次に、議案第6号をお願いいたします。議案第6号由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページ、裏面をお願いいたします。本条例の制定につきましても、議案第5号と同じく指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準について市町村が条例で定めることとされたものによります。今後は介護保険法に加え、本条例に基づき介護予防支援事業者に対して市が指定、指導、監査等を行うこととなります。

主な内容になりますが、介護予防支援事業について第1章から第6章までで構成をしております。第1章の総則では、第1条から第3条で条例制定の趣旨、申請者の要件、第4条の基本方針では、介護予防支援事業を実施する上での事業及び事業者の基本的な考え方。

次のページになります。第2章の人員に関する基準では、第5条、6条で、必要な職員の数や管理者の配置を定め、第3章の運営に関する基準では、第7条から次のページになりますが、第10条で、介護予防支援事業の提供に関し、内容や手続の承認に関すること。

第11条で、要支援認定の申請に対し必要な援助を行わなければならないこと。

第15条では、次のページにかけてになりますが、介護予防支援事業の業務委託に関する遵守事項。

次のページになります。第19条では、支援事業所の管理者の責務。

第20条では、指定介護予防支援事業者は、運営規程を定めなければならないこと。

第21条では、担当職員の勤務体制の定めを。

次のページになります。第28条では、次のページにかけてサービス利用者等からの苦情処理に関する対応。

第29条で、事故発生時の対応。

第31条で、各種記録の整備及び保存期間。

32条では、事業運営に関する暴力団関係者の排除。

第4章の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、第33条から次のページにかけて第35条で、支援事業及び事業者の基本的、具体的な取り扱い方針を。

第5章の基準該当予防支援に関する基準では、第36条で基準該当介護予防支援事業における準用規定。

第6章の雑則では規則委任を規程をしております。

附則として、この条例の施行については、平成26年4月1日からとしています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第7号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防長でございます。それでは、議案第7号につきまして詳細説明を申し上げます。

議案第7号由布市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。由布市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページをお開きください。条例制定に当たっての概要を御説明をいたします。現在消防長及び消防署長の任命につきましては、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令、昭和34年の政令第201号で定められておりますけれども、現行の政令、制定当時に比べ、消防技術の向上や教育訓練の充実等消防職員として錬成できる機会がふえ、また国で一律に資格要件を定める必要性は低くなったと考えられております。

地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律により、消防組織法第15条が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の資格は、平成26年4月1日以降、新政令で定める基準を参酌して各市町村において条例で定めることになりました。

このような経緯から市の消防長及び消防署長の資格の基準としては、この新政令を参酌した結果、この基準が消防長、消防署長の資格の基準として適当であるということになりまして、新政令を由布市の条例で、新政令のとおりにより由布市の条例で制定する基準としております。

1条から3条について規定をしております。1条につきましては、趣旨を規定。

第2条につきましては、消防長の資格ということで、第1号から3号まで。

第1号については、消防職員として消防事務に従事したもので、消防署長の職、または消防本部、消防学校もしくは消防職員及び消防団員の訓練期間における消防署長の職と同等以上と認め

られる職に1年以上あったものであること。

第2号につきましては、消防団員として消防事務に従事したもので、消防団長の職に2年以上あったものであること。

第3号につきましては、市町村の行政事務に従事したもので、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職、その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること、ということに規定をされております。

それから、第3条につきましては、消防署長の資格ということで第1号から第3号までを規定いたしております。

1号につきましては、消防吏員として消防事務に従事したもので、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。

第2号につきましては、消防吏員として消防事務に従事したもので、消防司令正補以上の階級に3年以上あったものであること。

それから、第3号につきましては、消防団員として消防事務に従事したもので、消防団の副団長の職、その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであること、というふうに規定をされております。

ほとんど新政令とほぼ同じような内容の条例制定でございます。

附則につきましては、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

それから、附則の2といたしまして、由布市消防長の任命資格を定める条例は廃止をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第8号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第8号の詳細説明を行います。

議案第8号由布市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。今回の改正内容は、由布市特別職の職員で非常勤のものうち農業委員会委員の報酬を見直すことと、障害者自立支援法の改正に伴い審査会の名称が改正されたため、一部改正を行うものでございます。

まず、農業委員の報酬について新旧対照表のほうで説明させていただきます。

農業委員会委員の会長、副会長、委員の報酬につきましては、現行の年額の報酬を月額報酬に改正して金額を引き上げるものでございます。現行の年額の報酬と改正後の月額報酬とを比較するため、現行の年額を月額報酬に割り戻して御説明を申し上げます。

農業委員会会長の現行の年額18万5,000円を月額に割り戻しますと1万5,416円となります。これが改正後は月額3万2,000円に。副会長の現行の年額17万5,000円を月額に割り戻しますと1万4,583円となります。改正後は月額2万4,000円に改めるものでございます。委員の現行の年額17万円を月額に割り戻しますと1万4,166円となります。月額の報酬を2万1,000円に改正するものでございます。

理由といたしましては、平成23年の地域主権一括法による農地法の一部改正によりまして、平成24年4月1日から農地法第3条の耕作目的の権利移譲の許可権限が県知事から全て農業委員会へと移譲になりました。こうしたことから農業委員会委員の責務と負担が増大する中で、報酬額が大分県内の自治体と比較して著しく低いことから今回見直すこととしたものでございます。

また、委員の報酬単位、年額から月額に改めることについては、農業委員会委員の役割が日常的な活動が中心であることから、年額支給から月額支給へ改正をするものでございます。

また、改定額の決定については、県内各農業委員会の状況を調査いたしまして、各自治体の農地面積、農家戸数、農地転用の許可件数等類似している農業委員会との報酬額を比較検討して金額を決定したところでございます。

もう一点、障害程度区分認定審査会委員の名称変更につきましては、地域主権一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、障害程度区分とされていたものが、障害支援区分に改められたことによる改正でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第9号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第9号をお願いいたします。

議案第9号由布市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正について。由布市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページ、裏面をお願いいたします。障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正され、平成25年4月1日から施行されましたが、今回の一部改正については、平成26年4月1日から施行される部分について該当部分を改正するものになります。

内容になりますが、障害程度区分について障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分とするもので、題名及び条文中第1条において障害程度区分を障害支援区分に文言を改めるものでございます。

附則として、この条例の施行については平成26年4月1日からとしています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第10号及び議案第11号について、続けて詳細説明を求め

ます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第10号と議案第11号について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第10号由布市都市公園条例の一部改正について。由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

この条例の一部改正につきましては、市が管理する都市公園として新たに二つの公園を加えることと、消費税及び地方消費税の改正による公園使用料を改正するものでございます。

新旧対照表にて御説明したいと思っておりますので、次の次のページ、新旧対照表をお開きください。右側の改正欄の最下段に由布市挾間多目的公園を加えます。位置は由布市挾間町鬼崎750番地1でございます。面積は約2万2,000平方メートルです。この公園は公共下水道終末処理場予定地の有効活用を図るため公園を新設したものでございます。

また、次のページの上から6段目に由布市亀山公園を加えます。位置は由布市湯布院町川北1112番10でございます。面積は316平方メートルで開発事業の完了に伴い、市への所有権移転登記が完了し、市の管理に属するものとなったため、都市公園として管理するものでございます。

次の別表第3は、消費税、地方消費税改正による使用料の改正でございます。行商、出店、募金、その他これらに類する行為は1月につき1,620円に。その裏面でございますが、電柱などの使用料につきましては、32円に改正するものでございます。その他の使用料については記載のとおり改正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に議案第11号を続けてください。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 11号を説明申し上げます。

議案第11号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について。由布市簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

一部改正の内容につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げたいと思っておりますので、2枚目のページをお開きください。

まず、右側改正案の条例第6条の新設等の費用負担に関するところでございますが、給水区域の拡張に伴う負担金の上限を定めたものでございます。第6条3項におきまして、拡張工事費用の負担金は1戸当たり68万円に消費税相当額を加算した額を上限とするをいたしました。これにつきましては、由布市の簡易水道の総資産額を全給水戸数で割りました1戸当たりの資産額を上限額と定めております。

なお、工事負担金につきましては、拡張工事に要する費用の総額から国などの補助金を差し引

いた残額の2分の1の額を加入戸数で割った費用が1戸当たりの基本的な額でございますが、費用負担が高額となる場合がございますので、上限額を定めたものでございます。

次に、第23条の料金と、第30条の水道利用加入負担金でございますが、消費税及び地方消費税の改正による水道料金と水道利用加入負担金の改正をお願いするものでございます。

まず、第23条の水道料金については、庄内町の場合は先ほどの水道事業給水条例と同様でございます。

次の7ページでございますが、湯布院町の湯平、下湯平、下津々良、塚原簡易水道は一般用で基本料金925円56銭、超過料金で102円60銭となります。その他の料金につきましては記載のと通りの料金となります。

また、次のページですが、若杉簡易水道におきましては定額で1戸当たり925円56銭となります。

次に30条の加入負担金につきましては、水道事業給水条例で御説明申し上げたとおりでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第12号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（日野 正彦君） 教育次長でございます。議案第12号について詳細説明を行います。

議案第12号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について。由布市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページをお開きください。条例改正につきましては、第2条、第3条第2項、第5条第1項及び第26条中の「由布市奨学会」を「由布市・田北奨学会」に改めるものでございます。

内容の説明を少しいたします。平成25年7月31日をもって法人を解散いたしました財団法人庄内町田北奨学会の代表精算人から、平成26年1月23日付で残余財産の寄附の申し込みがありました。寄附申し込みの際しましては、由布市の奨学金と活用すること、また、田北という名称を残すことの2点が条件として記されております。寄附金につきましては、奨学金の増資を行いたいと考えております。また、田北奨学会の名称の継承につきましては、検討いたしました結果、奨学生の選考を行う現在の「由布市奨学会」を「由布市・田北奨学会」に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日としております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第13号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防長です。議案第13号について御説明申し上げます。

議案第13号由布市消防手数料条例の一部改正について。由布市消防手数料条例の一部を改正

する条例を別記のように定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

次のページをお開きください。由布市消防手数料条例の一部を改正する条例で、改正条文の朗読は省略いたしまして、改正の内容のみ御説明をさせていただきます。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、人件費、物件費の変動反映及び審査業務の所要時間の増加等により、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する手数料の額の標準が見直されました。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、由布市消防手数料条例の一部を改正するものでございます。現行の額の標準に比べて増額改定が必要となる消防関係手数料25件につきまして改定を行うものでございます。

次のページに新旧対照表を添付してございます。また、先ほどの議案第4号でも御説明ありました配付の資料についても、最後の17ページ以降に載せてございます。

施行日は平成26年4月1日でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、議案第14号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第14号の詳細説明をさせていただきます。

議案第14号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について。由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成26年2月26日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地。由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」。由布市庄内町大龍1588番地。

2、指定管理者「縁の里」、代表者谷口京子。由布市庄内町大龍902番地2。

3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。

4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは指定の取り消し、または停止を行う。

本施設の指定管理につきましては、前回は公募によらない方法で選定いたしましたが、現在の指定管理者より辞退したい旨の申し出がございましたので、由布市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公募による指定管理の募集を行いました。応募者につ

きましては4団体から申請をいただきました。1月27日の指定管理者選定委員会におきまして「縁の里」を選定いただきましたので、「縁の里」を指定管理者に指定し、当該施設の管理運営を行いたく提案させていただきました。

資料として選定委員会の報告書並びに指定管理者運營業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第15号について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（足利 良温君） 湯布院振興局長です。議案第15号について詳細説明をさせていただきます。

議案第15号由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について。由布市狭霧台園地の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成26年2月26日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地。由布市狭霧台園地、由布市湯布院町川上1946番地の14。

2、指定管理者。由布岳南山麓景観保全機構、代表真崎寛彦。由布市湯布院町川南180番地の4。

3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日までとする。

4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは指定の取り消し、または停止を行う。

提案理由、由布市狭霧台園地の指定管理者を指定することによる。

別添資料1といたしまして、由布市の公の施設の指定管理者の選定にかかわる報告書。資料2といたしまして、①指定管理營業業務仕様書、②指定申請書、③協定書（案）を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第16号から議案第36号まで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第16号から36号までの市道路線の認定、廃止議案について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第16号から議案第23号までにつきましては、庄内町の長宝団地及びなごみの里団地内の道路でございます。平成25年第3回定例会で請願採択のあった路線でございます。

まず、議案第16号でございます。議案第16号市道路線（長宝団地なごみの里線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。路線名、長宝団地なごみの里線、起点、由布市庄内町東長宝678番8地先、終点、由布市庄内町東長宝728番11。平成26年2月26日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面の左側になります。西側が長宝団地、右側の東側がなごみの里でございます。延長318メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第17号については、同様の路線で長宝団地1号線の認定でございます。路線名として長宝団地1号線、起点が由布市庄内町東長宝172番18、終点が由布市庄内町東長宝702番8地先でございます。裏面の位置図をごらんいただきたいと思います。長宝団地内の延長324.9メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第18号でございます。同様に市道路線として長宝団地2号線の認定をいただくものでございます。路線名として長宝団地2号線、起点として由布市庄内町東長宝689番20地先、終点、由布市庄内町東長宝123番16地先。裏面の位置図をごらんいただきたいと思いません。長宝団地内の153.9メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第19号でございます。同様に長宝団地3号線の認定をいただきたいと思いません。路線名、長宝団地3号線、起点、由布市庄内町東長宝678番5地先、終点、由布市庄内町東長宝689番22、7地先。裏面の位置図をごらんいただきたいと思いません。同様に長宝団地内の延長148.7メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第20号でございます。20号につきましても長宝団地の路線で、長宝団地4号線でございます。路線名としまして長宝団地4号線、起点として由布市庄内町東長宝680番4地先、終点が由布市庄内町東長宝687番10地先。裏面の位置図のとおり長宝団地内の延長147.9メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

同様に議案第21号でございます。長宝団地5号線でございます。路線名が長宝団地5号線、起点、由布市庄内町東長宝172番16、終点が由布市庄内町東長宝123番7地先でございます。長宝団地内の南北を結ぶ延長158.3メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第22号でございます。市道路線（なごみの里1号線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。路線名はなごみの里1号線。起点、由布市庄内町東長宝716番5地先。終点、由布市庄内町東長宝709番1。裏面の位置図をごらんいただきたいと思いません。長宝団地東側のなごみの里団地内の延長164.7メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第23号についても、なごみの里団地内の2号線でございます。路線名はなごみの里2号線。起点、由布市庄内町東長宝705番10地先。終点、由布市庄内町東長宝712番4地先。裏面の位置図をごらんいただきたいと思いません。なごみの里団地内の28.4メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第24号をお願いいたします。議案第24号市道路線（小野屋櫟木線）の廃止につ

いて。市道路線を次のように廃止したいので道路法第10条3項の規定により議会の議決を求める。路線名、小野屋櫟木線。起点、由布市庄内町西長宝1852番1地先。終点、由布市庄内町櫟木311番26地先。平成26年2月26日提出、由布市長。

裏面をごらんください。本路線につきましては、道路新設改良工事により新たに路線が完成したため、起点位置は変更せず、終点の位置を国道210号阿南橋との接点へ変更し、旧小野屋櫟木線の一部を櫟木線として管理したいため、市道を一旦廃止するものでございます。

議案第25号をお願いします。議案第25号市道路線（小野屋櫟木線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。路線名は小野屋櫟木線、起点は由布市庄内町東長宝1852番1地先、終点、由布市庄内町櫟木1074番地8地先。裏面位置図をお開きください。今申し上げたとおり、道路改良工事に伴い、本路線を認定いただくものでございまして、終点が阿南橋付近となります。延長2,235.7メートルでございます。

続きまして議案第26号です。議案第26号市道路線（櫟木線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。路線名、櫟木線。起点、由布市庄内町櫟木621番、終点、由布市庄内町櫟木311番26地先。裏面の位置図をお開きください。旧小野屋櫟木線の残区間を市道櫟木線として管理するため認定いただくものでございます。延長は1,046.9メートルでございます。

次に、議案第27号から議案第30号につきましては、庄内町の蛇口から時松間の道路新設改良工事に伴う廃止認定議案でございます。

市道蛇口時松線の道路新設改良工事により、旧庄内町、旧挾間町の町境で接続している路線を一つの市道として認定し、新設改良工事にて残った路線を蛇口線として認定しようとするものでございます。

議案第27号市道路線（蛇口時松線）の廃止について。市道路線を次のように廃止したいので道路法第10条3項の規定により議会の議決を求める。路線名は蛇口時松線。起点は由布市庄内町東長宝1037番3地先。終点、由布市庄内町東長宝915番地1地先。位置図をごらんください。起点部分は庄内町の蛇口地区でございまして、旧町境で市道時松中央線と接続する路線でございます。

次に、同様に議案第28号につきましては、時松中央線の廃止でございます。道路法第10条3項の規定により議会の議決を求める。路線名は時松中央線。起点は由布市挾間町時松682番1地先、終点、由布市挾間町時松784番2地先。本路線の起点側は旧挾間町、庄内町の町境で市道蛇口時松線と接続している路線でございます。

次に、認定でございます。議案第29号市道路線（時松中央線）の認定について。市道路線を

次のように認定したいので道路法第8条2項の規定により議会の議決を求める。路線名は時松中央線。起点、由布市庄内町東長宝722番6地先、終点、由布市挾間町時松784番地2地先。裏面位置図をごらんとおり、起点は庄内町の長宝農免農道となります。新設改良工事した市道蛇口時松線と市道時松中央線を一つの路線として認定し、管理しようとするものでございます。

次、議案第30号です。議案第30号市道路線（蛇口線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので道路法第8条2項の規定により議会の議決を求める。路線名は蛇口線。起点、由布市庄内町東長宝1037番3地先、終点、由布市庄内町東長宝1003番3。裏面位置図をお願いいたします。市道蛇口時松線の道路新設改良工事に伴う残りの部分、延長459.6メートルを市道して管理するものでございます。

続きまして議案第31号から議案第36号につきましては、湯布院町佐土原から若杉間の道路新設改良工事に伴う廃止認定議案でございます。新設改良された路線を一つの路線として認定し、新たな認定により残った路線のみねざき線においては終点を、佐土原重見線では起点を変更するものでございます。

それでは、議案第31号並柳若杉線の廃止でございます。市道路線の廃止の議案でございます。路線名は並柳若杉線。起点は由布市湯布院町川上291番10、終点由布市湯布院町川上625番4。位置図をごらんください。並柳から市道石ムレ線に至る路線でございます。

同様に議案第32号市道路線みねざき線の廃止でございます。路線名はみねざき線、起点は由布市湯布院町川上857番1地先、終点、由布市湯布院町川上625番2地先。位置図をごらんください。佐土原から並柳に至る路線でございます。

次に、議案第33号についても廃止の議案でございます。市道路線佐土原重見線でございます。起点が由布市湯布院町川上1039番11地先、終点は由布市川上1273番78地先。本路線につきましては、湯布院駐屯地の東側の県道鳥越湯布院線を起点とする路線でございます。

次の34号、35号、36号は認定議案でございます。

議案第34号市道路線（佐土原若杉線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので道路法第8条2項の規定により議会の議決を求める。路線名は佐土原若杉線。起点が由布市湯布院町川上1039番11地先、終点、由布市湯布院町川上305番8地先。位置図をごらんください。道路新設改良工事により佐土原から県道安心院湯布院線に至る延長1,596.8メートルを市道として管理するものでございます。

次に、議案第35号のみねざき線の認定についてでございます。路線名がみねざき線。起点が由布市湯布院町川上857番1地先、終点が由布市湯布院町川上883番16地先。道路新設改良工事により残った部分を市道として管理するもので、延長は142.7メートルでございます。

最後に、議案第36号でございます。市道路線の佐土原重見線の認定についてお願いいたしま

す。路線名が佐土原重見線。起点が由布市湯布院町川上1040番2地先、終点が由布市湯布院町川上1273番76地先。位置図をごらんいただきたいと思いますが、道路新設改良工事により残った部分を市道として管理するものでございます。延長は2,769.5メートルでございます。

長くなりまして申しわけございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第37号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。それでは、予算書に従いまして詳細説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんください。なお、予算書と一緒にお配りしております平成25年度補正予算、予算の概要も予算書資料として御活用ください。

議案第37号平成25年度由布市一般会計補正予算（第4号）。平成25年度由布市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,805万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億7,781万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は第2表継続費補正による。

第3条、繰越明許費の追加及び変更は第3表繰越明許費補正による。

第4条、地方債の変更は第4表地方債補正による。

平成26年2月26日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。今回の補正は年度末を控えての調整が主なものになっています。

次に、5ページをお開きください。第2表継続費補正です。平成25年度予算に計上していましたが湯布院中学校の武道場建設等の工事が入札不調となり、26年度予算への組み替えが必要になりましたので、これにかかる年度割と事業費の変更をお願いするものです。

次に、右ページの第3表繰越明許費補正は、追加が2款総務費1項総務管理費の庁舎建設事業以下27の事業、変更が9款消防費1項消防費の消防庁舎建設事業をお願いしています。それぞれの繰り越し理由については補正予算概要書に掲載しておりますので御参照ください。

次に7ページをお願いします。第4表地方債補正ですが、今回の補正は変更のみで15の事業です。それぞれの事業費の確定等によるものです。限度額合計は今回の補正で1億7,340万円の減額を行い、補正後は29億8,422万3,000円となります。

続きまして12ページをお願いいたします。予算補正事項別明細書の歳入です。歳入のうち一

般財源の歳入について御説明いたします。

1 款の市税ですが、1 項市民税以下収入見込みにより補正をしております。

下段の3 款利子割交付金から1 4 ページの8 款自動車取得税交付金までは、県からの確定通知による補正でございます。

次に、2 2 ページをお願いします。上段の1 9 款繰入金1 項繰入金1 目繰入金1 7 4 万8, 0 0 0 円は肉用牛特別導入事業基金からの繰入金です。平成2 3 年度に県に基金資金を返還した際に一般会計で立てかえて返還しておりましたので、その分を戻すものでございます。

中段の2 1 款諸収入5 項雑入3 目過年度収入の3 節民生費過年度収入の児童福祉費過年度収入1, 7 4 8 万6, 0 0 0 円は、平成2 4 年度の児童手当交付金等の国県の精算交付金分です。

次に2 6 ページをお願いします。ここから歳出になります。事業費の確定、実績見込み等により減額を主に行っております。また、人件費の2 節給料から4 節共済費についても実績見込みに基づき調整を行っております。それから、施設管理の燃料費、光熱水費についても単価の値上げ等により不足見込み額を計上しております。

以下、歳出の款ごとの説明については増額の主なものについて行います。

なお、事業別説明の財源内訳欄の国庫支出金とその他の詳細内訳は、補正予算概要書に掲載しておりますので御参照をください。

2 8 ページをお願いします。2 款総務費1 項総務管理費5 目財産管理費4 の入会地分収交付金事業2 4 6 万2, 0 0 0 円は、県民有林間伐木処理収益分収金等の地元交付金です。財源は財産収入を充てています。

次に、3 8 ページをお願いします。下段の3 款民生費1 項社会福祉費3 目障害者福祉費1 の地域生活支援事業、1 9 節負担金補助及び交付金の地域生活支援事業費福祉は実績見込みによるものです。自動車改造事業補助金1 0 万円は1 名分の補助金の増額です。なお、本年度は2 名の予算措置となっております。

次に、4 4 ページをお願いします。上段の2 項児童福祉費2 目子育て支援費1 の保育所活動推進事業費の1 9 節負担金補助及び交付金の保育園施設整備補助金9 2 2 万円は、保育園施設整備補助金の県補助率が2 分の1 から3 分の2 に上がったことによる宮田保育園に対する補助金の増額です。2 0 節扶助費4, 9 0 5 万8, 0 0 0 円は、保育所運営費の実績見込みによる増額です。これに伴う財源のほうも補正をしております。

次に、5 0 ページをお願いします。下段の4 款衛生費3 項上水道費1 目上水道施設費1 の上水道施設費1 7 0 万6, 0 0 0 円は、不良消火栓の修理に伴う繰り出しです。

次に、6 0 ページをお願いします。中段の8 款土木費2 項道路橋梁費2 目道路新設改良費については、それぞれ事業費内での事業調整を行っております。

5の地域内道路整備事業の減額が大きくなっていますが、これは事業実績による減額と市道瀬口竹の中線、用地取得が今年度は無理になったために減額するものです。なお、この用地については新年度予算に再計上しております。

次に、66ページをお願いします。中段の9款消防費1項消防費3目災害対策費、1の災害対策環境整備事業は、防災ラジオ配送業務委託料471万9,000円と同期放送受信正常化工事費1,318万円。それから、備品購入費の大きな減額は防災ラジオの入札減です。

その下の10款教育費1項教育総務費2目事務局費1の事務局費の教育奨学資金基金1億842万円は、財団法人田北奨学会より寄附採納願いのありました指定寄附金を基金に繰り出し、基金を増額するものです。基金の保有高はこの補正で約1億6,000万円になります。

次に、68ページをお願いします。中段の3項中学校費4目学校建設費1の中学校施設整備事業の工事請負費減額は第2表の継続費補正のところで説明しました湯布院中学校の武道場建設等の工事入札不調に伴う減額です。この予算については新年度予算に新たに計上しております。

次に、74ページをお願いします。13款諸支出金2項基金費1目基金費3の未来ふるさと基金事業78万3,000円、4のまちづくり支援自動販売機基金40万円は歳入のそれぞれの指定寄附を積み立てるものです。

1の財政調整基金事業と2の減債基金事業は今回の補正で生じた財源をそれぞれに積み立てるものです。この予算措置後の現在高は財政調整基金が32億9,561万6,000円、減債基金が4億1,392万5,000円になります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第38号から議案第40号まで続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。

では、まず議案第38号をお願いいたします。

議案第38号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成25年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,316万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,556万5,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年2月26日提出、由布市長。

では、事項別明細書、6、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款1項国民健康保険税は、収納見込みにより1目一般被保険者分は増額、2目退職被保険者等分は減額、保険税全体では増額で算定をしております。

5 款国庫支出金、次の 8、9 ページになりますが、7 款前期高齢者交付金、8 款県支出金、10 款共同事業交付金、以上につきましては交付決定等による増減の調整をしております。

次に、10、11 ページにかけて、13 款繰入金につきましては、歳出での給付費等の増額算定に伴い一般会計及び基金繰入金をそれぞれ減額増額し、調整するものでございます。

次に、歳出ですが、12、13 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目賦課徴収費は執行見込みによる減額をしております。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、医療費の増加見込みに伴う増額。次の 2 目退職被保険者療養給付費は医療費の減少見込みに伴う減額。

14、15 ページになります。中ほどから 2 項高額療養費についても同様になります。

16、17 ページ。中ほどになります。3 款後期高齢者支援金等、5 款老人保健拠出金。

18、19 ページの中ほどになりますが、6 款介護納付金までは納付額の確定によりそれぞれ減額。

7 款 1 項 1 目高額療養費及び 20、21 ページになりますが、2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、金額が確定したための減額。

8 款 1 項特定健康診査等事業費、2 項保険事業費は事業実績見込みによる減額になっております。

22、23 ページになります。中間基金積立金は 25 年度県の特別調整交付金の交付決定額を基金に積み立てるものです。

最後に、11 款諸支出金につきましては、一般被保険者保険税還付見込み、それから過年度の国庫県費の返還金を計上しております。

38 号は以上です。

次に、議案第 39 号をお願いをいたします。

議案第 39 号平成 25 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。平成 25 年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,383 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 7,162 万 1,000 円とする。2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 26 年 2 月 26 日提出、由布市長。

事項別明細書 6、7 ページをお願いします。まず、歳入ですが、1 款保険料、3 款国庫支出金、4 款支払い基金交付金、5 款県支出金。次の 8、9 ページになりますが、7 款 1 項一般会計繰入金。以上につきましては、歳出の保険給付費地域支援事業費の減額算定に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額をしております。

次の2項1目介護給付費準備基金繰入金についても、保険給付費等の減額算定に伴い減額調整をするものです。

次に10ページ、11ページになります。歳出ですが、1款総務費は法改正に伴う電算システム改修に伴う委託料。2款1項介護サービス等諸費から12、13ページ中ほどにかけましての3項その他の諸費のそれぞれ19節の負担金、12節の役務費につきましては、保険給付費の年間必要見込み額が減少のためそれぞれ減額をしています。

2款4項高額介護サービス等費から、14、15ページ中ほど6項特定入所者介護サービス等費のそれぞれ19節負担金につきましては、保険給付費の年間必要見込み額が増加のためそれぞれ不足分を増額をしております。

5款1項介護予防事業費、16、17ページの2項包括的支援任意事業費については、実績見込みによりそれぞれ減額、増額をしております。

39号は以上です。

次に、議案第40号をお願いいたします。

議案第40号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成25年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,929万9,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年2月26日提出、由布市長。

事項別明細書の6、7ページをお願いします。まず、歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収納見込みにより1目特別徴収2目普通徴収、それぞれ増額で算定をしております。

3款繰入金は、事務費及び保険基盤安定繰入金額が決定したことにより減額をしております。

次に8、9ページ、歳出になりますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金は広域連合への納付金の決定に伴い増額をしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第41号及び議案第42号について続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第41号、42号について詳細説明を申し上げます。

議案第41号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成25年度の由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,781万7,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,695万3,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成26年2月26日提出、由布市長。

3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、簡易水道事業債の対象としております庄内簡易水道導送水管の実施設計委託並びに若杉簡易水道の紫外線処理施設導入に伴う設定委託などの事業費の減額により限度額を3,660万円から3,230万円に変更するものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたしたいと思っておりますので、7ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、3款国庫支出金1項の国庫補助金の721万7,000円。

5款繰入金1項の一般会計繰入金358万3,000円。

8款市債1項市債の430万円の減額につきましては、水道統合事業における事業費の減に伴うものが主でございます。

また、5款繰入金2項基金繰入金の減額271万7,000円は、事業費の減額に伴う財源調整によるものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。歳出でございます。1款水道費1施設整備促進事業の13節の委託料の減額387万円は、当初予定の濁土計設置の設計委託費用が不要となりましたので減額するものでございます。

次に、2、水道統合事業の13節委託料は、主に庄内簡易水道の導送水管更新工事の実施設計。塚原若杉簡易水道の紫外線処理施設工事の実施設計の入札による減額でございます。

また、17節の公有財産購入費につきましては、用地の確定に至らなかったため減額するものでございます。

議案第41号は以上でございます。

次に、議案第42号について詳細説明を申し上げます。

議案第42号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。第1条、平成25年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、平成25年度の由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の項目と補正予定額、計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益補正予定額170万6,000円、計5億233万2,000円。支出、第2款水道事業費用補正予定額1,667万9,000円、計5億5,720万3,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億4,827万6,000円を不足する額

2億4,529万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億4,827万6,000円を過年度分損益勘定留保資金2億4,529万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

裏面をお願いいたします。収入、第3款資本的収入補正予定額マイナス2,910万円、計4億2,992万5,000円。

第4款資本的支出、補正予定額マイナス3,207万7,000円、計6億7,522万4,000円。

第4条、予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり変更する。事項、浄水場汚泥処理業務委託。期間は平成26年度中。変更前限度額1,200万円、変更後限度額3,368万7,000円。平成26年2月26日提出、由布市長。

補正予算の内容について御説明いたします。5ページをお開きください。まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益の補正につきましては、不良消火栓修繕にかかる一般会計からの補助金の170万6,000円の増額でございます。

収益的支出の2款水道事業費用1項営業費用5目減価償却費1,667万9,000円の増額は、平成24年度決算により主に湯布院の並柳の紫外線処理施設と配水池の固定資産減価償却費の計上によるものでございます。

6ページをお願いいたします。資本的収入の3款資本的収入1項企業債1目企業債は、挟間浄水場の中央監視制御設備更新工事の事業費の減額による企業債2,910万円の減額でございます。

次に、4款資本的支出1項建設改良費1目上水道施設費28節工事請負費の3,207万7,000円は、主に入札による減額でございます。

次に、7ページの債務負担行為の補正は、浄水場の汚泥処理業務の委託費の増加による債務負担行為の補正で限度額を3,368万7,000円とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

午後1時49分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、議案第43号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。御説明申し上げます。少し長い時間を要しますので、よろしくをお願いいたします。

予算書の説明に入る前に新年度予算の概要から御説明いたします。お配りしています平成26年度由布市予算の概要をごらんください。

それでは1ページをお願いします。会計別集計表です。一般会計は前年度当初に比べまして12億9,884万7,000円の増額、率にして7.5%の増となっております。特別会計、事業会計の会計数は前年と同じです。

次に、2ページをお開きください。一般会計歳入です。歳入を款別に整理し前年度と比較したものです。増額の大きいものは地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、繰入金、市債となっています。

右ページは一般会計の歳出について目的別と性質別に整理し、前年度と比較したものです。平成26年度当初予算は予算規模が大きくなっておりませんが、目的別では増額の大きいのは総務費、民生費、衛生費、消防費、公債費となっています。また、下の表の性質別で見ますと、増額の大きいのは物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業、公債費、繰り出し金となっています。

次に4ページをお願いします。繰り出し金の状況です。一般会計で計上しています特別会計への繰り出し額を基準内、基準外で整理し、前年度と比較したものです。国民健康保険、水道事業会計が大きく増額となっています。

右側の5ページからの重点枠については、本年度特別予算枠を設けて予算措置していますが、その七つの重点施策別にまとめたものです。事業費ベースの合計は19億3,913万3,000円、そのうちの一般財源ベースでは3億7,473万円となっています。下の括弧内の金額は特別会計を含む事業費です。重点枠の考え方は施策目的に合うことを条件にして新規事業と前年までの重点事業の継承分をこの中で措置しています。その下からは施策ごとに事業内容をまとめたものです。右端の評価表ページ欄は別冊でお配りしております事務事業評価表の該当ページを表記しています。それから事業概要のところで新規と表記しているのは新規事業のことです。

また、9ページをお願いします。事業名のところで特別会計名が表記されている事業は特別会計で予算措置されているものです。

次に、11ページをお願いします。ここは総合計画の施策別に予算額を集計しております。

次に、12ページをお願いします。工事請負費の明細です。ページ欄は予算書の該当ページです。

14ページをお願いします。ここからは設計測量調査、工事管理の明細です。工事の表と同様に予算書の該当ページを掲載しています。

次に、16ページをお願いします。地方債の項目別内訳です。予算書の第3表の地方債を項目別にまとめた表です。

次に、18ページをお願いします。国庫支出金その他の財源内訳の一覧表です。予算書歳出の

事業別説明欄の中にあります財源内訳の明細となっています。表の左のページ欄は予算書の該当ページを表記しています。

次に、42ページをお願いします。入湯税の充当状況表です。

次に、43ページからは各部局長に通知しました平成26年度の予算編成方針です。

それでは、続きまして予算書のほうを説明いたします。予算書をお開きください。

議案第43号平成26年度由布市一般会計。平成26年度由布市の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ187億655万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割り額は第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1号、各項の計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

1ページから4ページにかけては第1表歳入歳出予算です。

次に、5ページをお願いします。第2表継続費です。継続事業は9款消防費1項消防費の消防無線デジタル化対応事業が総額6億1,841万5,000円。年割額は平成26年度2億4,008万3,000円、平成27年度3億7,833万2,000円です。

それから、消防湯布院出張所建設事業が総額2億479万5,000円。年割額は平成26年度8,000万円、平成27年度1億2,479万5,000円です。

次に、右ページの第3表債務負担行為です。これは総合計画策定事業、策定補助業務委託を平成26年度から2カ年契約で実施するために措置するものです。平成27年度分の限度額1,070万円を計上しています。

それから、情報通信基盤整備事業補助金は、平成26年度から3カ年で実施する光ネットワークの市内全域の整備に伴うものです。平成27年度から28年度分4億円を計上しています。

次に、7ページをお願いします。第4表地方債です。臨時財政対策債と42の事業に起債を充てるようにしています。限度額合計は35億7,440万円です。

次に、13ページをお願いします。事項別明細書の歳入です。ここから歳入歳出の明細を説明しますが、目単位で前年度と比較して増減の大きなものについて御説明します。

それでは、まず歳入からです。

1款市税については、経済状況と平成25年度実績見込みを勘案してそれぞれの項目で微増を見込んでいます。

17ページをお願いします。中段の6款地方消費税交付金は6,941万6,000円の増額を見込んでおります。地方消費税率1%から1.7%への改定によるものです。

次に、19ページをお願いします。上段の11款地方交付税は増額の2億8,176万円です。うち普通交付税は増額の1億8,176万円、基準財政需用額に算入される公債費の伸びとこれまでの実績を勘案し、ふやしております。また、特別交付税の増額1億円もこれまでの実績を加味してふやしております。

次に、23ページをお願いします。中段の15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の増額5,032万円は、生活保護費負担金の増によるものです。

その下の2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の増額1億4,818万5,000円は、消費税引き上げの支援事業、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に伴う補助金によるものです。

25ページに移りまして、4目土木費国庫補助金の増額2,745万円は、道路改良事業補助金の社会資本整備、総合交付金が大きくふえたためです。5目教育費国庫補助金の減額は、湯布院中学校校舎の耐震化事業が終了したためです。

次に、27ページをお願いします。16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金の増額2,905万3,000円は、農地農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金の増額と、30ページの農業経営基盤整備促進事業費補助金を新規に計上したためです。

次に、33ページをお願いします。上段の19款繰入金1項繰入金1目繰入金の増額1億2,571万円は財政調整基金取り崩しの増によるものです。

35ページをお願いします。下段の22款市債1項市債1目総務債は増額2億3,330万円です。庁舎建設事業と由布川地域土地再生整備事業がふえたためと、新規に生活関連情報通信事業を計上したためです。一方で臨時財政対策債は国の地代計画に基づき1億円の減額をしております。

37ページの2目土木債は減額となっています。3目消防債は事業の関係から大きく増額となっています。4目教育債は湯布院中学校施設整備事業の事業費減による減額となっています。

続きまして、39ページをお願いします。ここから歳出になります。説明の要領としては目単位で前年度比較において増減額の大きいものについて説明します。上段の1款議会費1項議会費1目議会費の1,206万2,000円は、2名の議員数増によるものなどです。

次の41ページ、2款総務費1項総務管理費、一般管理費は増額の4,260万7,000円です。給与管理費の関係でここで退職者と採用者の新陳代謝分を調整するために増となっています。

次に、51ページをお願いします。下段の5目財産管理費です。6,724万円増額となっています。これは54ページの6の庁舎建設事業費で駐車場造成等工事費など1億1,620万円を計上したことによるものです。

次に、59ページをお願いします。下段の6目企画費です。2,025万8,000円の増額となっています。これは62ページの中ほどにあります7の総合計画策定事業2,123万2,000円、64ページ下のほうにあります13の由布市に住みたい事業195万円を新規に計上したためです。

次に、65ページをお願いします。上段の7目電子計算費です。2億6,839万9,000円と大きく増額となっています。2の生活関連情報通信事業2億2万8,000円を新規に計上したことと、3の行政事務情報化推進事業でマイナンバー制度関連経費と、コンビニ収納関連経費を新規に計上したことによるものです。

次に、67ページをお願いします。上段の9目地域振興費です。9,594万1,000円の増額となっています。これは70ページの中ほどにあります12の由布川地域都市再生整備事業2億504万5,000円の計上によるものです。

95ページをお願いします。上段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。8,910万2,000円の増額です。右側ページの下のところの5の臨時福祉給付金給付事業の新規計上によるものです。この事業は消費税の引き上げ対策として実施されるもので、給付対象者に1万円の給付を行うようになっております。

次に、101ページをお願いします。4目国民健康保険事務費は増額の8,694万円です。国保特別会計への繰り出し金の増額によるものです。

105ページをお願いします。6目介護保険事務費は2,677万8,000円の減額です。2の介護基盤整備事業の介護基盤施設整備事業補助金の要望事業が前年より少なかったためです。

107ページをお願いします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は3,024万2,000円の増額です。4の子育て世帯臨時特例給付金事業の新規計上によるものです。福祉給付金事業と同様に対象児童1人につき1万円の給付を行うようになっております。

次に、109ページをお願いします。上段の2目子育て支援費は増額の6,259万7,000円です。1の保育所活動推進事業で保育所運営費の増額。前年度の補正予算から実施されるように

なりました保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の計上によるものです。保育園施設整備補助金は聖愛保育園に対するものです。

次に、111ページ、下段の3目母子福祉費1,245万7,000円の増額は、20節扶助費のひとり親家庭医療費助成金の増によるものです。

次に、115ページをお願いします。中段の3項生活保護費2目扶助費の増額5,281万8,000円は、20節扶助費の伸びによるものです。下の4項知的障害者福祉施設費1目小松寮事務費の増は、1の小松寮事務費の賃金が臨時職員の勤務体制の見直し等により増額となったためです。

続きまして、129ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は3,309万1,000円の増となっています。3の合併処理浄化槽設置推進事業が喜多里団地と藤合水団地に対する集中処理浄化槽更新整備補助金の計上によるものです。

次に、135ページをお願いします。下段の2項清掃費2目じんかい処理費は2,639万9,000円の増です。ごみ収集用の3トンと4トンのパッカー車車両2台の購入費を計上したことによるものです。

139ページをお願いします。下段の6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費が増額となっています。1の農業委員会の農業委員費、農業委員の報酬改定による増、142ページの5の給与管理費の増によるものです。

次に、143ページをお願いします。下段の3目農業振興費です。1,768万5,000円の増額となっています。これは146ページの4の農村交流施設整備事業900万円を計上したことと、148ページ、10の園芸産地整備事業でハウス整備等に助成する次世代を担う園芸産地整備事業補助金719万8,000円を新規計上したことによるものです。

151ページをお願いします。下段の5目農地費です。2,318万1,000円の減額となっています。これは154ページの3県営基盤整備事業が減額になったためです。

次に、159ページをお願いします。下段の7款商工費1項商工費2目商工振興費は1,478万6,000円の増となっています。これは2の地買地消推進事業でプレミアム商品券事業の拡大により地域経済活性化事業補助金が増額になったためです。

次に161ページ、3目観光費は増額の1,276万9,000円です。4の「おんせん県おいたディストネーションキャンペーン」事業、5のインバウンド受け入れ環境整備事業を新規計上したことによるものです。

次に、167ページをお願いします。下段で8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、大きく1億9,506万6,000円の増となっています。これは2の国交省補助事業、幹線道路整備事業が前年より1億203万円増額となったことと、170ページの5の単独事業の地域内

道路整備事業が、前年より7,167万3,000円増額となったことによるものです。

次に、175ページをお願いします。中段の4款都市計画費4目公園費です。7,864万7,000円の減額となっています。挟間多目的公園整備事業の完了によるものです。下段の5項住宅費1目住宅管理費も7,295万2,000円の減額となっています。

178ページの2の公営住宅整備促進事業が、アスベスト対策等の工事完了により事業費が減になったためです。

177ページをお願いします。下段の9款消防費1項消防費1目常備消防費です。大きく7億7,226万7,000円の増額となっています。これは、180ページ2の消防無線デジタル化対応事業2億4,008万3,000円、3の消防庁舎建設事業8億3,107万2,000円計上しているためです。

次に、181ページをお願いします。下段の2目非常備消防費は、減額の1,888万3,000円となっています。18節の備品購入費で、消防ポンプ車購入費が皆減したためです。

次の、183ページの下段の3目災害対策費は減額の3,973万6,000円、3の災害対策環境整備事業が、防災ラジオ整備の完了により事業費が減になったためです。

次に、少し飛びますが213ページをお願いします。上段の10款教育費3項中学校費4目学校建設費です。減額の4億693万7,000円となっています。湯布院中学校校舎改築事業の完了によるものです。本年度は、前年度より継続の挟間中学校、それから湯布院中学校の武道場、庄内中学校体育館の建設費を計上しています。

次に、223ページをお願いします。中段の4項幼稚園費4目幼稚園建設費です。1,017万7,000円増額となっています。これは、挟間幼稚園の改築設計費と造成工事費を計上しているためです。

次に、245ページをお願いします。下段の7項保健体育費2目体育施設費です。3,620万5,000円の増額となっています。これは250ページの4、スポーツ施設整備事業でスポーツセンター耐震補強工事、以下4施設の工事を計上したことによるものです。

次に、251ページをお願いします。12款公債費1項公債費1目元金は9,119万1,000円の増額となっています。これは、将来負担を軽減するために、25年度市債の民間資金分について据置期間を設けずに償還する措置を講じたことによる影響もあり増額となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第44号から議案第46号まで続けて詳細説明を求めます。
健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第44号をお願いをい

たします。

議案第44号平成26年度由布市国民健康保険特別会計予算、平成26年度由布市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億8,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は5億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

まず、事項別明細書5ページ、6ページをお願いいたします。前年度当初比で1,426万1,000円、0.3%の伸びとなっております。

では、8、9ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款国民健康保険税につきましては一般被保険者と退職被保険者とに区分され、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金の3賦課方式で算出といたしますが、被保険者数の減少が見込まれることや前年度決算見込みを勘案し算定をしております。

10ページ、11ページになります。5款1項1目療養給付費負担金は、歳出の一部負担金を控除した後の医療費給付費総額の定率国庫負担分32%の金額になっております。2項1目国の財政調整基金は前年実績ベース、7款前期高齢者交付金は、加入割合の高い65歳以上の被保険者について被用者保険からの交付金。

12、13ページになります。8款2項1目県の財政調整交付金は前年実績ベース、10款1項2目保険財政共同安定化事業交付金は、一定の範囲の医療費に対して、保険者からの拠出金を財源に国保連合会が配分する交付金となっております。

14、15ページになります。13款繰入金につきましては、一般会計及び国保基金からの繰入金を計上しております。

次に、歳出ですが、18、19ページから20、21ページにかけて、1款総務費は保険給付費等の事務に係る経費、次の21ページ下段より30、31ページにかけてになりますが、2款保険給付費では一般被保険者分と退職被保険者分に区分はされますが、平成25年度の1人当たり費用額の実績見込みから平成26年度1人当たり費用額を一般被保険者分39万6,597円、退職被保険者等分37万5,183円と試算をし、由布市の保険者負担額に当たる給付費を算定をしております。

30、31ページの下段になりますが、3款後期高齢者支援金等は後期高齢者医療制度加入者への支援負担金。

34、35ページになりますが、下段のほうで6款介護納付金は、国保加入者のうち介護保険の第2号被保険者数、40歳から64歳ですが、などを基礎として保険者負担分を支払基金へ納付するものでございます。

次の36、37ページになります。7款共同事業拠出金は、一定額以上の医療費を県内市町村が共同で賄うための拠出金です。

下段から40、41ページにかけてになりますが、8款保健事業費は第2期実施計画の2年目となり、引き続き受診促進の取り組みを予定しており、特定健康診査については目標受診率65%、保健指導については目標指導率48%を設定し、またレセプト点検などを実施するための経費を計上しております。

44号は以上になります。

次に、議案第45号をお願いいたします。

議案第45号平成26年度由布市介護保険特別会計予算、平成26年度由布市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億2,812万5,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1号各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

まず、事項別明細書3ページ、4ページをお願いいたします。前年度当初比で9,071万円、2.4%の伸びとなっております。この介護保険事業予算における歳入の保険料、歳出の保険給付費等につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年の第5期介護保険事業計画において標準給付見込額が算定されており、それにより第1号被保険者保険料収納必要額、予定保険料収納率、基準額を算定し、計画値を設定しており、それに基づいた編成となっております。

では、6、7ページをお願いします。まず、歳入ですが、1款保険料1項国庫負担金、2項の国庫補助金、次の4款1項支払基金交付金、8、9ページになりますが5款1項県負担金、7款1項一般会計繰入金、以上につきましては、標準給付費、地域支援事業費の介護予防事業費、包括支援事業費、任意事業費の3区分においてそれぞれ細かく負担割合が定められておりまして、

その負担割合に応じて算出をしております。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金については、財源の不足分を介護給付費準備基金より繰り入れるものです。

次に、歳出ですが、12、13ページになります。1款1項1目一般管理費は、認定調査嘱託職員6人分の人件費などです。

次に、14、15ページになります。3項介護認定調査会費の12節は介護認定時に要する主治医意見書作成料、19節は介護認定審査会共同設置に伴う負担金などがございます。

16、17ページになります。5項計画策定委員会費の13節は、平成27年度から29年度まで3カ年の第6期介護保険事業計画策定に伴う委託料です。

下段のほうから、22、23ページにかけてになりますが、2款保険給付費につきましては、介護居宅サービス給付、地域密着型介護サービス給付、施設介護サービス給付、その他介護サービス給付に係る負担金などになっております。

それから、24、25ページになります。5款1項1目介護2次予防事業費は、要介護状態となる恐れの高い高齢者を対象としての予防事業に係る経費になっております。次の2目介護1次予防事業費は、元気な高齢者を対象にした生活機能の維持向上を図るための事業に係る経費となっております。

26、27ページになります。2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センター業務の委託料、2目任意事業費は、主に13節委託料で配食サービス等に係る経費を計上しております。

45号は以上になります。

次に、議案第46号をお願いいたします。

議案第46号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計予算、平成26年度由布市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,605万2,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

まず、事項別明細書3ページ、4ページをお願いいたします。前年度当初比で764万3,000円、1.9%の伸びとなっております。

では、6、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は75歳以上の被保険者の見込み数6,020人の保険料賦課総額から、保険料軽減額を除いた金額を、公的年金などの支給額が年額18万円以上で年金から引き落とされる特別徴収分と18万円未満で納付書等による納付の普通徴収に区分し、算定をしております。3款繰入金は一般会計からの繰入金。

8、9ページになります。5款2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金及び還付加算金になっております。

次に、歳出ですが、10ページ、11ページになります。1款総務費は、事務及び保険料収納対策に係る経費、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険給付等を広域連合で行うため大分県後期高齢者医療広域連合への納付金になっております。

12、13ページになります。3款諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金などを計上しております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第47号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第47号について詳細説明を申し上げます。

議案第47号平成26年度由布市簡易水道事業費特別会計予算、平成26年度由布市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,216万9,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

次の1ページ、2ページは、歳入歳出予算の款項ごとに金額を記載しております。平成26年度の予算総額は8億1,216万9,000円となっており、前年度当初予算に比較しますと約5億5,000万円の増額でございますが、これは水道統合事業における庄内簡易水道の導水管の更新、塚原若杉の紫外線処理施設の建設、湯平、下湯平簡易水道事業の統合に係る紫外線処理

施設の設計などに着手いたしますので、大幅な予算増となっております。

3ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。庄内簡易水道の導配水管の更新、塚原若杉の紫外線処理施設の建設などに伴い起債を行うもので、起債の目的につきましては簡易水道事業、限度額は4億8,880万円で、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

予算の詳細につきまして事項別明細書で御説明したいと存じますので、7ページをお開きください。

歳入より主なものを御説明いたします。2款使用料及び手数料1項使用料につきましては、1億3,093万8,000円を見込んでおります。

3款の国庫支出金1項国庫補助金は、国庫補助事業で実施します塚原簡易水道、湯平、下湯平簡易水道の紫外線処理施設、また庄内簡易水道導送水管の更新事業の国庫補助金分1億3,096万7,000円でございます。

9ページをお願いいたします。5款の繰入金2項基金繰入金は、簡易水道事業基金より1,158万5,000円の繰り入れを計上いたしております。

8款1項市債につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり4億8,880万円を計上し、前年度比較では4億5,220万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。11、12ページをお願いいたします。1款1項1目総務管理費につきましては、6,149万2,000円でございます。

事業別に主なものを御説明いたします。まず12ページでございますが、1総務管理費の13節委託料461万円は、検針業務の委託料264万6,000円、水道管路網管理システム委託料144万3,000円が主なものでございます。27節の公課費は消費税520万8,000円が主でございます。2給与管理費の4,134万6,000円は、職員4名分の人件費でございます。

13、14ページをお願いいたします。2目維持管理費で、1維持管理事業のうち14ページの11節需用費の修繕費1,085万4,000円は、漏水修理などの緊急修繕の費用が主でございます。13節の委託料1,767万円につきましては、水質検査、漏水調査、沈澱池の砂揚げ業務などの委託費用でございます。

次に、3目建設改良費1施設整備促進事業15節工事請負費1,993万9,000円は、主に農道整備事業や道路改良工事に伴う水道管新設工事などでございます。

次に、2水道統合事業の13節委託料8,773万6,000円は、庄内簡水の導送水管更新工事の実施設計委託料、それから湯平、下湯平簡易水道事業の紫外線処理施設及び連絡管工事の実施設計委託料、また下津々良簡易水道事業の変更認可申請作成の委託料などでございます。

次の16ページの15節工事請負費5億2,236万4,000円のうち主なものは、先ほど御説明しました庄内簡易水道の導送水管の更新工事、塚原若杉簡易水道事業の紫外線処理施設工事の費用でございます。

17節の公有財産購入費1,050万円は、塚原簡易水道事業及び湯平、下湯平簡易水道事業浄水場用地の購入費でございます。

それから、19ページから24ページには給与費明細書を添付しております。

最後の25ページは、簡易水道事業に係る地方債の調書を掲載しておりますが、平成26年度末現在高見込額は11億4,362万9,000円でございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第48号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） 環境商工観光部長でございます。それでは、議案第48号の詳細説明を行います。

議案第48号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計予算、平成26年度由布市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,965万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

それでは、事項別明細で御説明をしたいと思います。6ページ、7ページをお開きください。主なもののみ御説明をさせていただきます。

まず歳入でございますけれども、2款1項1目の使用料でございますけれども1,979万4,000円を計上しております。これは、平成25年12月現在の加入戸数により算出した額を計上しております。

次に、4款1項1目の一般会計繰入金は7,415万8,000円で、前年対比3.6%の増となっております。

2項1目の基金繰入金につきましては、本年度農業集落排水事業基金より557万1,000円の繰り入れを計上しております。

歳入合計としましては、824万円の増額となっておりますけれども、増額の詳細につきましては

ては、歳出で御説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目の一般管理費につきましては、職員1名分の人件費と通常の事務費を計上いたしております。

次に、下段の1款1項2目の維持管理事業費でございますけれども、2,983万8,000円を計上しておりまして、前年度より660万4,000円の増額となっております。

増額の主なものにつきましては、まず11節の需用費でございますけれども、光熱水費が消費税法等の改正に伴いまして電気水道料金を見込み126万円を増額し、600万円を計上いたしております。

次の修繕費につきましては、通常の修繕に比ばまして施設の長寿命化対策の一環としまして、前処理施設のスクリーンや賦課料演算機の修繕など385万円を増額し、560万円を計上しております。

次に、12ページ、13ページお願いします。13節の委託料でございますけれども、これは3施設の施設管理委託業務として993万9,000円を計上しております。

次の汚泥処分でございますけれども、126万3,000円を増額し760万5,000円を計上いたしております。この汚泥処分につきましては、これまで予算の範囲内で一定量の汚泥を抜き取るという対応を行っておりましたが、施設の長寿命化対策に合わせまして汚泥を全量抜き取るという必要が生じたため、事業費が増額となっております。

次に、2款1項の公債費でございますけれども、農業集落排水事業の資金繰上償還に伴う償還額の修正によるもので、1目の元金につきましては4,523万9,000円で196万円の増額、2目の利子につきましては、1,340万5,000円で58万4,000円の減額となっております。

詳細説明につきましては以上でございますけれども、14ページ以降には給与費明細書、また最後の20ページには地方債の当該年度末の残高見込みを掲載しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第49号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。では議案第49号をお願いいたします。

議案第49号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計予算、平成26年度由布市の健康温泉館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,812万9,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は

1,200万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年2月26日提出、由布市長。

まず、事項別明細書3ページ、4ページをお願いいたします。前年度当初比で82万5,000円、0.7%の減額となっております。

では、6、7ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款1項1目使用料は、平成24年度実績及び平成25年度実績見込みにより試算をし、算定をしております。2款1項1目繰入金は公債費並びに一般及び施設管理費を含め、一般会計から繰り入れるものです。4款2項1目雑入は、自動販売機手数料などとなっております。

次に、8、9ページになります。歳出ですが、1款1項1目一般管理費は、臨時職員9人、嘱託職員2人分の人件費などとなっております。

10ページ、11ページにかけての2目施設管理費につきましては、温泉館施設の維持管理、運営に伴う経費で、18節の備品購入費につきましては、ランニングマシン、中高年齢用のエアロバイクなどトレーニング機器の整備となっております。

12、13ページにかけての2款公債費につきましては、施設建設に伴う起債の元利償還金になります。次の27年度で償還が最終となります。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第50号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第50号について詳細説明を申し上げます。

議案第50号平成26年度由布市水道事業費会計予算、第1条、平成26年度由布水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。第1号、給水戸数9,015戸、第2号、年間総給水量319万8,860立方メートル、第3号、1日平均給水量8,764立方メートル、第4号、主要な建設改良事業、配水管等新設改良工事6,270万円、施設新設、更新工事1億773万8,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。款の金額のみ読み上げます。収入、第1款水道事業収益5億3,718万9,000円、次のページをお願いいたします。支出、第2款水道事業費用6億746万1,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額

に対して不足する額2億491万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億491万6,000円で補填するものとする。収入、第3款資本的収入1億9,532万5,000円、支出、第4款資本的支出4億24万1,000円。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項は浄水場汚泥処理業務委託、期間は平成27年度中、限度額は3,500万円。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。目的と限度額のみを読み上げます。上ノ原減圧槽拡張工事1,300万円、挾間浄水場パック電気設備更新工事6,820万円、挾間浄水場耐震2次診断委託料2,460万円、喜多里地区配水管更新工事3,230万円、市道前徳野岳本線配水管更新工事2,920万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一の款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第9条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1号職員給与費8,723万4,000円、第2号交際費5万円。

第10条、上水道事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,365万1,000円である。1号上水道事業4,939万8,000円、2号谷簡易水道事業3,425万3,000円。

第11条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定める。平成26年2月26日提出、由布市長。

それでは、平成26年度の水道会計の予算の主なものについて御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は4億5,811万2,000円で、前年度対比3.9%の増となっており、水道使用料の実績、消費税の増額分を考慮したものでございます。

次のページをお願いいたします。2項営業外収益2目他会計補助金は5,552万8,000円となっており、水源調査に係る費用の3,636万1,000円の一般会計補助金が主でございます。前年度に比較しますと3,078万8,000円の増額となっております。

次に、13ページをお願いします。収益的支出でございます。2款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は、水道原水を取水し浄水場で水道水として配水できるまでの費用で、1億

9,457万9,000円を計上しております。

このうち15節委託料は1億740万7,000円で、昨年第4回定例会で債務負担行為を起こさせていただいております水源調査の電気探査に係る費用の1,015万2,000円と、今年度実施予定のボーリング調査費用の2,620万9,000円を合わせた3,636万1,000円、また浄水場の汚泥処理業務委託料3,368万7,000円が主でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。2目配水及び給水費は、配水池から各家庭に給水するまでの費用でございまして、6,764万2,000円を計上しております。

15ページの15節委託料1,817万円は、水道検針業務の委託料830万7,000円と、漏水調査費用518万4,000円が主なものとなっております。また、18節修繕費の2,127万1,000円のうち、配水管給水管などの緊急修繕費として2,000万円を計上いたしました。

16、17ページをお願いいたします。4目総がかり費でございます。これは水道事業の事務的経費でございます。9,982万3,000円で、対前年度比5.3%の増となっております。主なものは職員7名分の人件費でございます。

次に、18ページの5目減価償却費1億6,193万4,000円は、現金の支出を伴わない損益勘定留保資金として積み立てられます。

次の19ページの2項営業外費用8,047万3,000円は、1目支払利息及び企業債取扱諸費、38節企業債の借入利息7,046万9,000円と、次の20ページになります3目の消費税、48節公課費1,000万円が主でございます。

次に、資本的予算を御説明申し上げます。22、23ページをお願いいたします。資本的収入1項企業債1目企業債で1億6,730万円、次のページの5項1目一般会計補助金では2,752万3,000円を計上させていただいております。

次に、24ページをお開きください。資本的支出について御説明申し上げます。これは施設の整備拡充のための経費でございますが、資本的支出1項建設改良費1目上水道施設費は2億3,690万4,000円で、前年度に比べ3億1,193万5,000円の減額でございます。このうち、15節委託料では挾間浄水場耐震2次診断業務委託料2,462万4,000円が主なものでございます。

また、30節工事請負費では、配水管の移設及び更新工事で6,000万円、挾間浄水場のパック電気設備更新工事6,825万6,000円などの工事費を計上しております。

次、25ページの2項企業債償還金1目企業債償還金では、企業債の元金償還分1億5,885万4,000円を計上しております。

26ページお願いします。債務負担行為に関する調書でございまして、上段と中段の汚泥処理

業務委託と水源調査委託につきましては、平成26年度中に支払い義務が発生する事項でございます。下段の浄水場汚泥処理業務委託につきましては、26年度当初予算で債務負担行為を起しております事項で、平成27年度中に支払い義務が発生するものでございます。

27ページは地方債の調書で、26年度末の現在高見込額は25億758万4,000円となります。

28ページから32ページは、職員10名分の給与費の明細を、さらに33ページから40ページには平成25年度、26年度の予定損益計算書、予定貸借対照表などを添付しております。いずれも大きな損失が発生する見込みでございます。どうぞ御参照いただきたいと存じます。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程いたしました諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

では、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任と答申することに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、2月28日午前10時から一般質問を行います。なお、一般質問の通告書追

加分の提出締め切りは、あすの正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 14 分散会
